令和２年第２回

茅ヶ崎市議会定例会議案

令和２年６月９日提出

目　　次

議案第５６号	令和２年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第７号）	1
議案第５７号	令和２年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	２５
議案第５８号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例	３４
議案第５９号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例	３５
議案第６０号	茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例	３７
議案第６１号	農業委員会委員の少なくとも４分の１を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることについて	３８
議案第６２号	和解について	４２
議案第６３号	工事請負契約の締結について	４３
議案第６４号	工事請負契約の締結について	４６
議案第６５号	動産の取得について	４９
議案第６６号	市道路線の廃止について	５１
議案第67号の1	市道路線の認定について	５４
議案第67号の2	市道路線の認定について	５７
議案第67号の3	市道路線の認定について	６０
議案第67号の4	市道路線の認定について	６３

議案第６７号の５　市道路線の認定について ---------- ６６

議案第６７号の６　市道路線の認定について ---------- ６９

議案第６７号の７　市道路線の認定について ---------- ７２

議案第６７号の８　市道路線の認定について ---------- ７５

報告第　５　号　茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について ---------- ７８

報告第　６　号　公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について ---------- ７９

報告第　７　号　土地信託の事務処理状況について ---------- ８０

報告第　８　号　令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について ---------- ８１

報告第　９　号　令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について ---------- ８７

報告第１０号　令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について ---------- ９５

報告第１１号　令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について ---------- ９９

報告第１２号　令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について ---------- １０５

議案第５６号

令和２年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第７号）

令和２年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７６８，９５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１００，５１５，９２６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
12 地方交付税		1,450,844	285	1,451,129
	1 地方交付税	1,450,844	285	1,451,129
16 国庫支出金		38,368,465	867,847	39,236,312
	1 国庫負担金	11,215,892	7,181	11,223,073
	2 国庫補助金	27,101,184	860,666	27,961,850
17 県支出金		5,659,304	3,591	5,662,895
	1 県負担金	4,069,641	3,591	4,073,232
18 財産収入		627,078	23,934	651,012
	1 財産運用収入	52,078	23,934	76,012
20 繰入金		2,258,034	△224,113	2,033,921
	2 基金繰入金	2,248,743	△224,113	2,024,630
21 繰越金		816,481	165,108	981,589
	1 繰越金	816,481	165,108	981,589
22 諸収入		3,003,129	△49,794	2,953,335
	5 雑入	813,610	△49,794	763,816
23 市債		4,317,900	△17,900	4,300,000
	1 市債	4,317,900	△17,900	4,300,000
歳　入　合　計		99,746,968	768,958	100,515,926

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		9,297,052	2,417	9,299,469
	1 総務管理費	7,494,176	2,417	7,496,593
3 民生費		59,679,551	17,282	59,696,833
	1 社会福祉費	38,964,476	1,931	38,966,407
	2 児童福祉費	16,511,192	14,361	16,525,553
	3 生活保護費	4,203,883	990	4,204,873
4 衛生費		7,879,558	38,433	7,917,991
	1 保健衛生費	4,494,737	38,433	4,533,170
7 商工費		1,854,803	217,011	2,071,814
	1 商工費	1,854,803	217,011	2,071,814
8 土木費		6,764,042	△74,212	6,689,830
	2 道路橋りょう費	1,186,715	△74,212	1,112,503
10 教育費		5,624,639	568,027	6,192,666
	2 小学校費	1,291,092	388,174	1,679,266
	3 中学校費	685,500	178,926	864,426
	4 学校給食費	532,109	1,427	533,536
	5 社会教育費	2,088,497	△500	2,087,997
歳　出　合　計		99,746,968	768,958	100,515,926

第２表　継　続　費　補　正

変　更

（単位　千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業	347,526	令和２年度	84,868	347,526	令和２年度	10,678
				令和３年度	262,658		令和３年度	152,406
							令和４年度	184,442

第３表　債　務　負　担　行　為　補　正

追　加

事項	期間	限度額
茅ヶ崎第１駐車場土地利活用事業アドバイザリー業務委託経費	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 13,079

変　更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
浜園橋橋りょう整備事業設計積算等業務委託経費	令和3年度	千円 10,439	令和3年度 ～ 令和4年度	千円 10,461

第４表　地方債補正

変　更

（単位　千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
浜園橋橋りょう整備事業	32,600	14,700
計	4,317,900	4,300,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括
歳　入

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
12　地方交付税	1,450,844	285	1,451,129
16　国庫支出金	38,368,465	867,847	39,236,312
17　県支出金	5,659,304	3,591	5,662,895
18　財産収入	627,078	23,934	651,012
20　繰入金	2,258,034	△224,113	2,033,921
21　繰越金	816,481	165,108	981,589
22　諸収入	3,003,129	△49,794	2,953,335
23　市債	4,317,900	△17,900	4,300,000
歳　　入　　合　　計	99,746,968	768,958	100,515,926

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費	9,297,052	2,417	9,299,469
3 民生費	59,679,551	17,282	59,696,833
4 衛生費	7,879,558	38,433	7,917,991
7 商工費	1,854,803	217,011	2,071,814
8 土木費	6,764,042	△74,212	6,689,830
10 教育費	5,624,639	568,027	6,192,666
歳　出　合　計	99,746,968	768,958	100,515,926

（単位 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	23,934	△21,517
86,787	0	0	△69,505
7,608	0	0	30,825
404,233	0	0	△187,222
△5,255	△17,900	△50,864	△193
378,065	0	1,070	188,892
871,438	△17,900	△25,860	△58,720

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
12 地方交付税	1,450,844	285	1,451,129
1 地方交付税	1,450,844	285	1,451,129
1 地方交付税	1,450,844	285	1,451,129
16 国庫支出金	38,368,465	867,847	39,236,312
1 国庫負担金	11,215,892	7,181	11,223,073
1 民生費国庫負担金	11,180,070	7,181	11,187,251
2 国庫補助金	27,101,184	860,666	27,961,850
2 民生費国庫補助金	25,754,479	76,015	25,830,494
3 衛生費国庫補助金	50,688	7,608	58,296
5 商工費国庫補助金	11,533	404,233	415,766
6 土木費国庫補助金	771,271	△5,255	766,016
8 教育費国庫補助金	245,763	378,065	623,828

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	285	2 特別交付税	285
2 児童福祉費負担金	7,181	2 母子生活支援施設負担金（５／１０）	7,181
3 生活保護費補助金	495	2 生活保護適正実施推進事業費補助金	495
5 地方創生臨時交付金	75,520	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	75,520
1 保健衛生費補助金	7,608	10 疾病予防対策事業費等補助金（１／２）	7,608
2 地方創生臨時交付金	404,233	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	404,233
2 道路橋りょう費補助金	△5,255	1 社会資本整備総合交付金	△5,255
2 小学校費補助金	258,782	8 公立学校情報機器整備費補助金	258,782
3 中学校費補助金	119,283	6 公立学校情報機器整備費補助金	119,283

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
17 県支出金	5,659,304	3,591	5,662,895
1 県負担金	4,069,641	3,591	4,073,232
1 民生費県負担金	3,992,862	3,591	3,996,453
18 財産収入	627,078	23,934	651,012
1 財産運用収入	52,078	23,934	76,012
1 財産貸付収入	20,795	23,934	44,729
20 繰入金	2,258,034	△224,113	2,033,921
2 基金繰入金	2,248,743	△224,113	2,024,630
2 財政調整基金繰入金	2,041,229	△224,113	1,817,116
21 繰越金	816,481	165,108	981,589
1 繰越金	816,481	165,108	981,589
1 繰越金	816,481	165,108	981,589
22 諸収入	3,003,129	△49,794	2,953,335
5 雑入	813,610	△49,794	763,816
2 雑入	813,406	△49,794	763,612
23 市債	4,317,900	△17,900	4,300,000
1 市債	4,317,900	△17,900	4,300,000

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
2 児童福祉費負担金	3,591	2 母子生活支援施設負担金（２．５／１０）	3,591
1 土地貸付収入	23,934	1 市有土地貸付収入	23,934
1 財政調整基金繰入金	△224,113	1 財政調整基金繰入金	△224,113
1 前年度繰越金	165,108	1 前年度繰越金	165,108
7 土木費雑入	△50,864	9 浜園橋橋りょう整備負担金	△50,864
9 教育費雑入	1,070	9 学校臨時休業対策費補助金	1,070

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
6 土木債	1,290,900	△17,900	1,273,000
歳　　入　　合　　計	99,746,968	768,958	100,515,926

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 道路橋りょう債	△17,900	12 浜園橋橋りょう整備事業債	△17,900

3 歳出

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
2 総務費	9,297,052	2,417	9,299,469		
1 総務管理費	7,494,176	2,417	7,496,593		
1 一般管理費	3,338,272	4,475	3,342,747	一般財源	4,475
6 財産管理費	980,556	0	980,556	そ　の　他	23,934
				一般財源	△23,934
12 地域活動推進費	246,538	△1,208	245,330	一般財源	△1,208
13 文化行政費	441,667	△850	440,817	一般財源	△850
3 民生費	59,679,551	17,282	59,696,833		
1 社会福祉費	38,964,476	1,931	38,966,407		
1 社会福祉総務費	5,269,595	1,931	5,271,526	一般財源	1,931
2 児童福祉費	16,511,192	14,361	16,525,553		
2 児童保育費	10,662,541	14,361	10,676,902	国庫支出金	82,701
				県支出金	3,591
				一般財源	△71,931
3 生活保護費	4,203,883	990	4,204,873		
1 生活保護総務費	203,883	990	204,873	国庫支出金	495
				一般財源	495
4 衛生費	7,879,558	38,433	7,917,991		
1 保健衛生費	4,494,737	38,433	4,533,170		
1 保健衛生総務費	2,974,551	38,433	3,012,984	国庫支出金	7,608

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	4,475	60 職員福利厚生費 3 公務災害補償関係経費	4,475 4,475
13 委託料	△1,208	10 地域活動推進経費	△1,208
19 負担金補助及び交付金	△850	170 ホノルル市交流事業費	△850
28 繰出金	1,931	110 国民健康保険事業特別会計繰出金	1,931
20 扶助費	14,361	50 母子生活支援施設事業費	14,361
13 委託料	990	20 生活保護総務管理経費	990
13 委託料	38,433	150 新型コロナウイルス感染症対策事業費	38,433

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
				一般財源	30,825
7 商工費	1,854,803	217,011	2,071,814		
1 商工費	1,854,803	217,011	2,071,814		
1 商工振興費	1,749,426	228,380	1,977,806	国庫支出金	404,233
				一般財源	△175,853
2 観光費	105,377	△11,369	94,008	一般財源	△11,369
8 土木費	6,764,042	△74,212	6,689,830		
2 道路橋りょう費	1,186,715	△74,212	1,112,503		
3 道路新設改良費	637,509	0	637,509	そ　の　他	△1,546
				一般財源	1,546
4 橋りょう新設改良費	93,517	△74,212	19,305	国庫支出金	△5,255
				地　方　債	△17,900
				そ　の　他	△49,318
				一般財源	△1,739
10 教育費	5,624,639	568,027	6,192,666		
2 小学校費	1,291,092	388,174	1,679,266		
2 教育振興費	278,753	388,174	666,927	国庫支出金	258,782
				一般財源	129,392
3 中学校費	685,500	178,926	864,426		
2 教育振興費	181,416	178,926	360,342	国庫支出金	119,283

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
8 報償費	230,000	90 商工振興イベント支援事業費	△1,620
		160 新型コロナウイルス感染症対策事業費	230,000
19 負担金補助及び交付金	△1,620		
19 負担金補助及び交付金	△11,369	20 観光行事運営補助事業費	△11,369
		2 花火大会行事補助	△9,032
		3 浜降祭行事補助	△2,337
13 委託料	△22	10 浜園橋橋りょう整備事業費	△74,212
15 工事請負費	△74,190		
11 需用費	388,174	50 情報機器配備運営経費	388,174
1 消耗品費	388,174		
11 需用費	178,926	50 情報機器配備運営経費	178,926

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
				一般財源	59,643
4 学校給食費	532,109	1,427	533,536		
1 学校給食管理費	532,109	1,427	533,536	そ　の　他	1,070
				一般財源	357
5 社会教育費	2,088,497	△500	2,087,997		
4 青少年対策費	71,654	△500	71,154	一般財源	△500
歳　　出　　合　　計	99,746,968	768,958	100,515,926		

（単位 千円）

節 区分	金額	説明
1 消耗品費	178,926	
19 負担金補助及び交付金	1,427	70 新型コロナウイルス感染症対策事業費 1,427
8 報償費	△80	30 青少年健全育成事業費 △500 6 宇宙記念日関連事業費 △500
13 委託料	△405	
14 使用料及び賃借料	△15	

継　続　費　に

款	項	事業名	全体計画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業	令和2	千円 10,678	千円	千円 9,600	千円	千円 1,078
			3	152,406		83,600	59,501	9,305
			4	184,442	14,501	56,600	106,985	6,356
			計	347,526	14,501	149,800	166,486	16,739

関　す　る　調　書

前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
千円	千円	千円 10,678	千円 10,678	千円	% 3.1
				152,406	43.8
				184,442	53.1
		10,678	10,678	336,848	100.0

債務負担行為

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期間	金額
浜園橋橋りょう整備事業設計積算等業務委託経費	千円 10,461		千円
茅ヶ崎第１駐車場土地利活用事業アドバイザリー業務委託経費	13,079		

に関する調書

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度 〜 令和4年度	10,461		6,400	3,254	807
令和2年度 〜 令和3年度	13,079				13,079

地　方　債　に　関　す　る　調　書

（単位 千円）

区　分	前年度末現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額					
		補正前の額	補正額	繰越額	計	補正前	補正後
1　普通債	35,675,481	2,877,900	△ 17,900	1,847,400	4,707,400	38,721,223	38,310,023
(7)　土　木	6,797,990	797,200	△ 17,900	593,900	1,373,200	7,786,421	7,760,921
合　計	65,198,085	4,317,900	△ 17,900	1,847,400	6,147,400	67,656,143	66,863,241

議案第５７号

令和２年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和２年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９３１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２，０３０，６９７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 県支出金		15,295,732	△38,607	15,257,125
	1 県補助金	15,295,732	△38,607	15,257,125
5 繰入金		1,602,292	1,931	1,604,223
	1 一般会計繰入金	1,602,292	1,931	1,604,223
7 諸収入		26,121	38,607	64,728
	2 雑入	16,111	38,607	54,718
歳　入　合　計		22,028,766	1,931	22,030,697

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		365,949	1,931	367,880
	1 総務管理費	319,367	1,931	321,298
2 保険給付費		15,087,283	0	15,087,283
	1 療養諸費	13,247,292	0	13,247,292
歳　出　合　計		22,028,766	1,931	22,030,697

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3 県支出金	15,295,732	△38,607	15,257,125
5 繰入金	1,602,292	1,931	1,604,223
7 諸収入	26,121	38,607	64,728
歳　入　合　計	22,028,766	1,931	22,030,697

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	365,949	1,931	367,880
2 保険給付費	15,087,283	0	15,087,283
歳　　出　　合　　計	22,028,766	1,931	22,030,697

（単位 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	1,931	0
△38,607	0	0	38,607
△38,607	0	1,931	38,607

2　歳　入

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
3 県支出金	15,295,732	△38,607	15,257,125
1 県補助金	15,295,732	△38,607	15,257,125
1 保険給付費等交付金	15,295,732	△38,607	15,257,125
5 繰入金	1,602,292	1,931	1,604,223
1 一般会計繰入金	1,602,292	1,931	1,604,223
1 一般会計繰入金	1,602,292	1,931	1,604,223
7 諸収入	26,121	38,607	64,728
2 雑入	16,111	38,607	54,718
1 一般被保険者第三者納付金	15,000	38,607	53,607
歳　入　合　計	22,028,766	1,931	22,030,697

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 保険給付費等交付金	△38,607	1 普通交付金	△38,607
2 職員給与費等繰入金	1,931	1 職員給与費等繰入金	1,931
1 一般被保険者第三者納付金	38,607	1 一般被保険者第三者納付金	38,607

3　歳　出

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
1 総務費	365,949	1,931	367,880		
1 総務管理費	319,367	1,931	321,298		
1 一般管理費	317,320	1,931	319,251	そ　の　他	1,931
2 保険給付費	15,087,283	0	15,087,283		
1 療養諸費	13,247,292	0	13,247,292		
1 一般被保険者療養給付費	13,000,000	0	13,000,000	県支出金	△38,607
				一般財源	38,607
歳　出　合　計	22,028,766	1,931	22,030,697		

（単位　千円）

節		説明
区　分	金　額	
12 役務費	1,931	20 一般管理経費　1,931
3 手数料	1,931	

議案第５８号

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成１０年茅ヶ崎市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画」を「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画及び生物多様性基本法（平成２０年法律第５８号）第１３条第１項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びにこれらの計画」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画と生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とは密接に関連があることから、一体の計画として策定し、及び推進するため提案する。

議案第５９号

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和３４年茅ヶ崎市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第２条第１項中「次条において」を「以下」に、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附則第３条中「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改める。

附則第６条中「令和元年度分」を「令和２年度分」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の場合における第４５条第２項から第４項までの規定の適用については、同条第２項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第６条第１項」と、同条第３項及び第４項中「第１項」とあるのは、「第１項及び附則第６条第１項」とする。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

第７条　市長は、第４５条第１項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分及び令和２年度分の保険料（令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間にその納期限（法第７６条の３第１項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、法第７６条の４において準用する介護保険法第１３５条第６項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第９条第１項に規定する届出がなかったため令和２年２月１日以後にその納期限が到来する保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から１４日以内にあったならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税法第２６条第１項に規定する不動産所得に係る収入（以下この号において「不動産収入」という。）、同法第２７条第１項に規定する事業所得に係る収入（以下この号において「事業収入」という。）、同法第２８条第１項に規定する給与等の収入（以下この号において「給与収入」という。）又は同法第３２条第１項に規定する山林所得に係る収入（以下この号において「山林収入」という。）（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場

合であって、次のアからエまでのいずれにも該当するとき。

ア　事業収入等のうち減少が見込まれるもの（減少が見込まれるものが複数あるときは、そのいずれか）について、その見込まれる減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。ウ及びエにおいて同じ。）が令和元年における当該収入の額の１０分の３以上の額であること。

イ　令和元年の地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに第１６条第１項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第３１４条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）の合計額が１０，０００，０００円以下であること。

ウ　令和元年の所得（事業収入等のうちその見込まれる減少額が同年における当該収入の額の１０分の３以上の額であるものに係る所得を除く。）の金額の合計額が４，０００，０００円以下であること。

エ　主たる生計維持者が特例対象被保険者等である場合にあっては、給与収入について見込まれる減少額が令和元年における給与収入の額の１０分の３以上の額であり、かつ、不動産収入、事業収入又は山林収入のいずれかについて見込まれる減少額が同年における当該収入の額の１０分の３以上の額であること。

２　前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「附則第６条第１項」とあるのは、「附則第７条第１項」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　平成２３年３月１１日に改正前の茅ヶ崎市国民健康保険条例附則第６条各号のいずれかに該当する地域又は地点に住所を有していた者に係る令和元年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯に属する納付義務者等に係る保険料を減免することができることとするとともに、東日本大震災により被害を受けた者の属する世帯の納付義務者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

議案第６０号

茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成２４年茅ヶ崎市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第２条第３号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、「（以下「受水槽」という。）」を削る。

第９条第１項中「、１年以内ごとに１回」を削り、「定期の」を「毎年１回以上定期に」に改める。

第１２条（見出しを含む。）及び第１３条（見出しを含む。）中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第１４条の見出し中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第１項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第１号中「１年以内ごとに１回、」を「毎年１回以上」に改め、同条第２項本文中「小規模受水槽水槽」を「小規模貯水槽水道」に、「１年以内ごとに１回」を「毎年１回以上定期に」に改め、同項ただし書中「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽」に、「であるときは」を「の小規模貯水槽水道については」に改め、同条第３項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第１５条から第１７条までの規定中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、水道法施行規則の改正に鑑み、小規模水道の水質検査等の頻度を改める等のため提案する。

議案第６１号

農業委員会委員の少なくとも４分の１を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることについて

農業委員会委員の少なくとも４分の１を認定農業者等又はこれらに準ずる者としたいので同意されたい。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について議会の同意を得る必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第５項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和２６年農林省令第２３号）第２条第２号の規定により提案する。

議案第６１号資料

参　考

農業委員会等に関する法律抜粋

（委員の任命）

第八条　委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（第２項から第４項まで省略）

５　市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一　認定農業者である個人

二　認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

（第６項以下省略）

議案第６１号資料

参　考

農業委員会等に関する法律施行規則抜粋

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条　法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ　認定農業者等であつた者

ロ　認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ　認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）である個人

ニ　認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト　農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ　農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ　基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ　基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二　委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

（第３号以下省略）

議案第６２号

和解について

次のとおり和解する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１　損害賠償の額　　金５１９，３１０円

２　損害賠償の相手方　　市内在住の男性

３　損害賠償の理由

令和元年９月９日未明、共恵一丁目９番５号において、台風の強風により茅ヶ崎ツインウェイヴ歩道の屋根の一部が飛散し、駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償するものです。

提案理由

本案は、市が管理する道路施設の瑕疵による損害賠償請求について和解を成立させるため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により提案する。

議案第６３号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

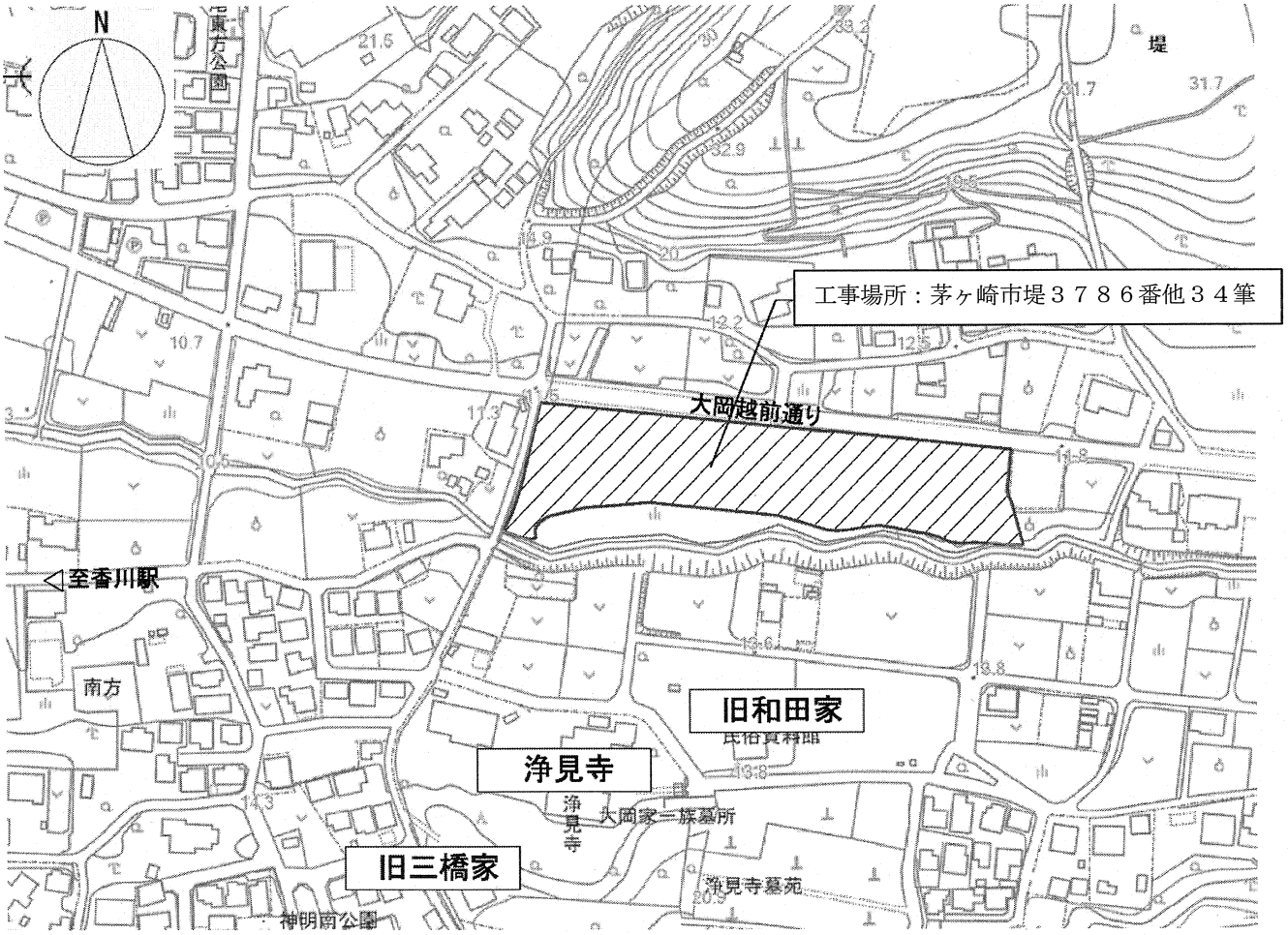
１　契約の目的　（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事
２　契約方法　一般競争入札
３　契約金額　１６１，１５０，０００円
４　竣工期限　令和３年９月３０日
５　契約の相手方　神奈川県茅ヶ崎市矢畑１０６５番地
　　ヤンテック株式会社
　　代表取締役　矢　野　嘉　哉

提案理由

本案は、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案する。

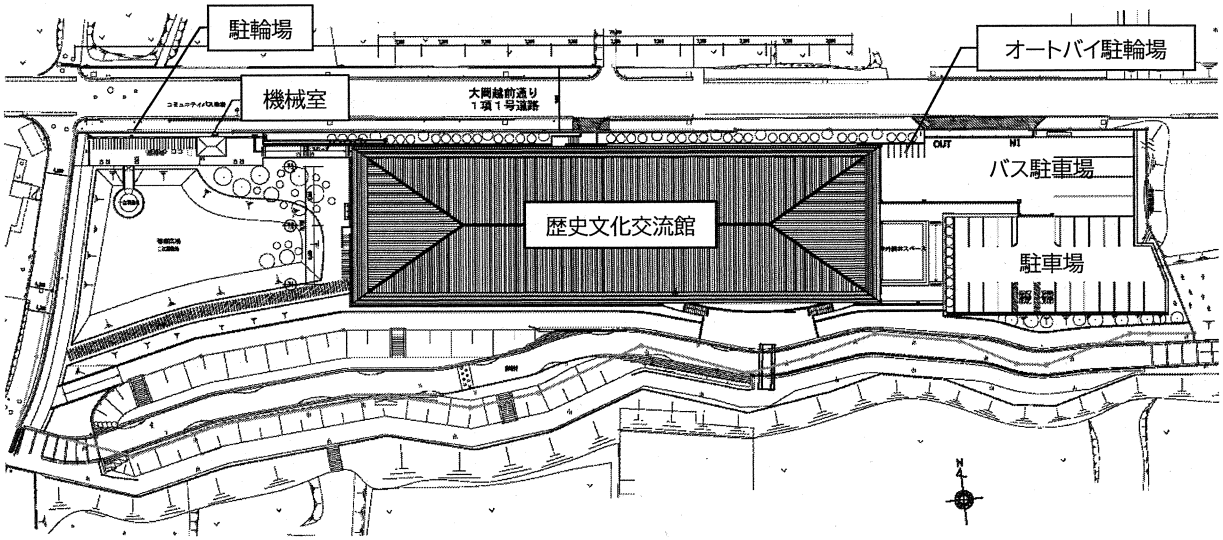
議案第６３号資料

工事名称：（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事



案内図

議案第６３号資料



工事名称

（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（電気設備）工事

建物概要

敷地面積：　6,608.61 ㎡
建築面積：　2,086.38 ㎡
延床面積：　2,057.18 ㎡
構造規模：　地下部分　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
　　地上部分　鉄骨造
　　地上２階建て

工事概要

電気設備工事一式

施設概要

歴史文化交流館　：
市民交流スペース、展示室、収蔵庫
機械室兼コミュニティバス乗場
駐　輪　場　　：来館者用 36 台
オートバイ駐輪場：来館者用 6 台
駐　車　場　　：来館者用 22 台
　　（バリアフリー用３台含む）
　　公用車用 1 台
バ ス 駐 車 場　：来館者用 4 台

議案第６４号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

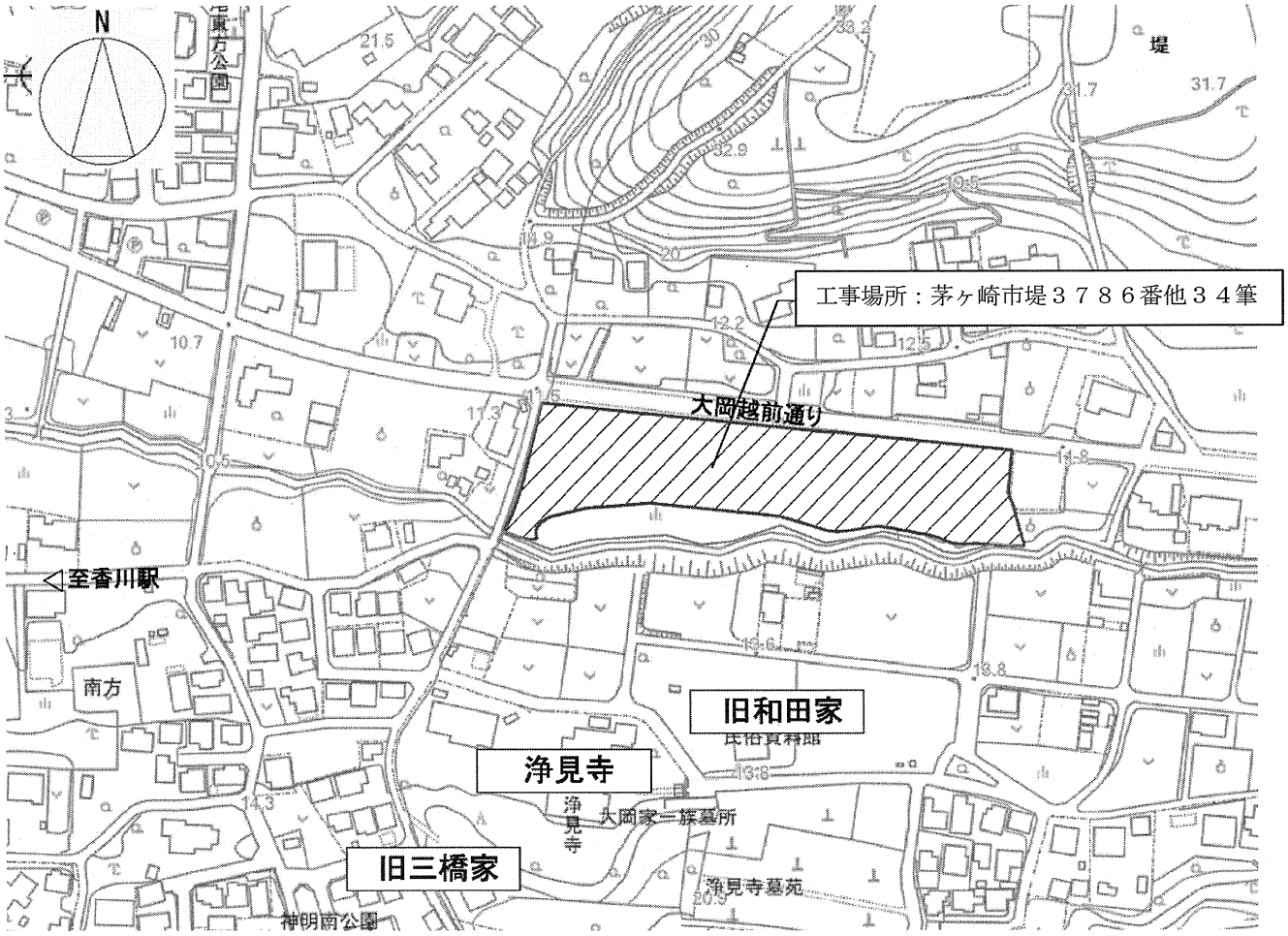
１　契約の目的　（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事
２　契約方法　一般競争入札
３　契約金額　１９６，３４３，４００円
４　竣工期限　令和３年９月３０日
５　契約の相手方　神奈川県平塚市御殿２丁目１４番２６号
　　株式会社根布工業
　　代表取締役　根　布　博　之

提案理由

本案は、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案する。

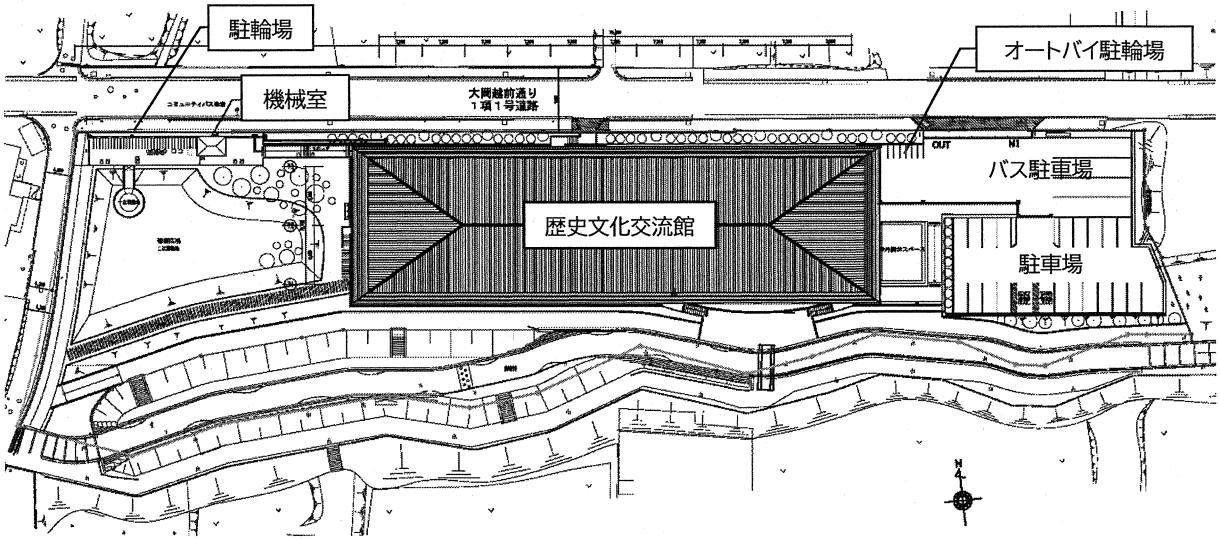
議案第６４号資料

工事名称：（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事



案内図

議案第６４号資料



工事名称

（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（博物館）建設（機械設備）工事

建物概要

敷地面積：　6,608.61 ㎡
建築面積：　2,086.38 ㎡
延床面積：　2,057.18 ㎡
構造規模：　地下部分　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造
　　地上部分　鉄骨造
　　地上２階建て

工事概要

機械設備工事一式

施設概要

歴史文化交流館　：
市民交流スペース、展示室、収蔵庫
機械室兼コミュニティバス乗場
駐　輪　場　　：来館者用 36 台
オートバイ駐輪場：来館者用 6 台
駐　車　場　　：来館者用 22 台
　　（バリアフリー用３台含む）
　　公用車用 1 台
バ ス 駐 車 場　：来館者用 4 台

議案第６５号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１　動 産 の 名 称　茅ヶ崎市立小学校給食調理場空調設備
２　契　約　方　法　随意契約
３　契　約　金　額　１５７，００６，０８０円
４　納　入　期　限　令和２年６月１０日
５　契約の相手方　横浜市西区みなとみらい四丁目７番３号
　　ＮＴＴファイナンス株式会社　横浜支店
　　支店長　矢　内　正　弘

提案理由

本案は、茅ヶ崎市立小学校給食調理場空調設備の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案する。

議案第６５号資料

取得する動産の内訳

学校名	住　　所	調理場（台数）	下処理室（台数）
茅ヶ崎　小学校	茅ヶ崎市 共恵 1-10-23	4	1
鶴　嶺　小学校	〃　浜之郷 477	6	1
松　林　小学校	〃　菱沼 1-1-1	4	1
○ 西　浜　小学校	〃　南湖 6-5-8	4	1
小　出　小学校	〃　芹沢 944	4	1
松　浪　小学校	〃　松浪 1-1-61	4	1
梅　田　小学校	〃　茅ヶ崎 1-6-1	4	1
香　川　小学校	〃　香川 1-33-1	4	1
○ 浜須賀　小学校	〃　白浜町 3-1	4	1
○ 柳　島　小学校	〃　柳島 1594	4	1
室　田　小学校	〃　室田 1-1-1	4	1 ⁂1
○ 東海岸　小学校	〃　東海岸南 4-10-1	4	1
計		５０	１２

＊○印の学校については、耐重塩害仕様

＊調理室及び下処理室は、冷房能力 12.5kw・暖房能力 14.0kw とする。

ただし、⁂印のある機器については、下記の通りとする。

⁂1 は冷房能力 7.1kw・暖房能力 8.0kw

議案第６６号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

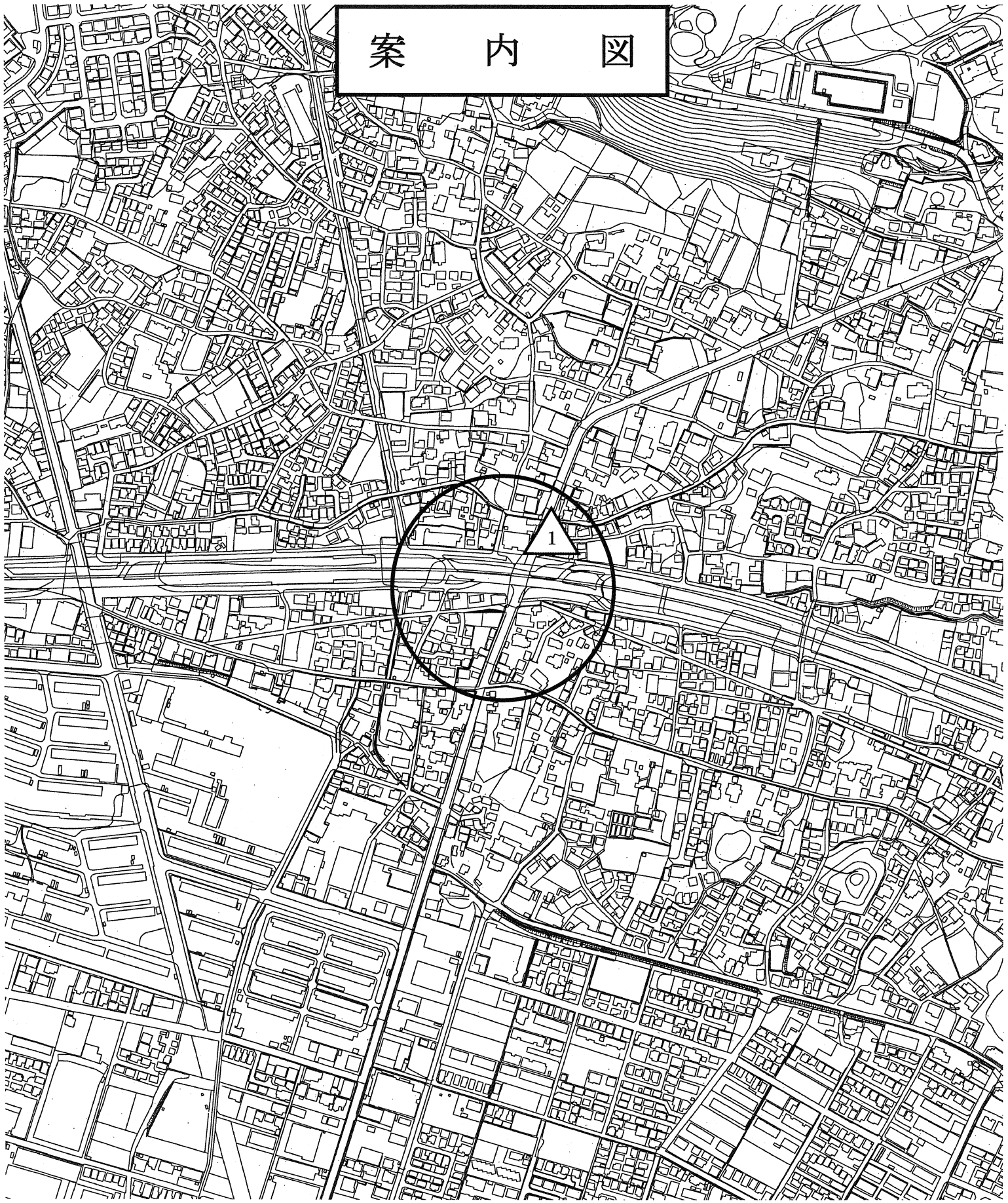
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
△1	７００２号線	赤羽根字一図７５番４地先	赤羽根字一図７７番１地先	m 42.97	m 1.82

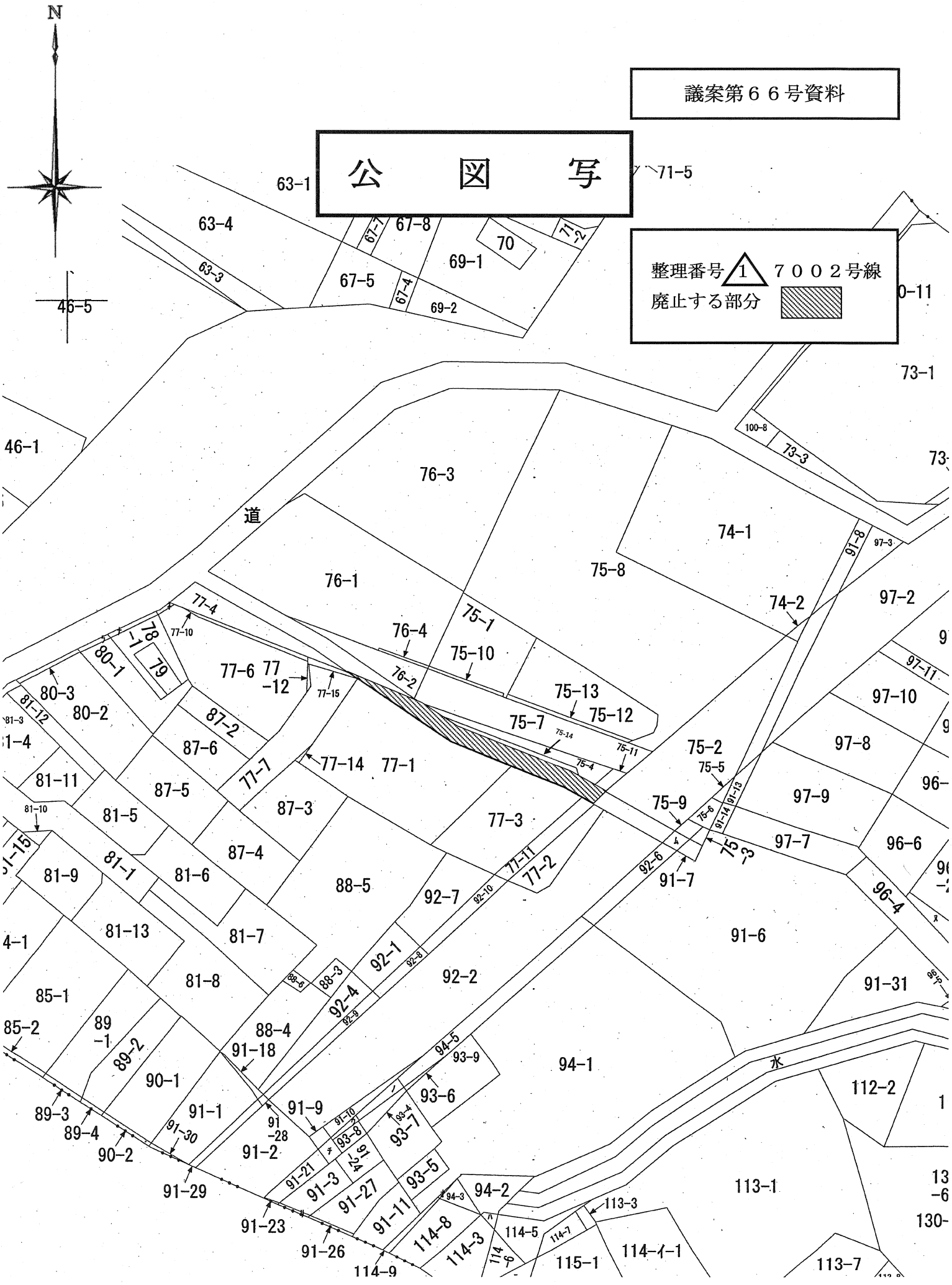
提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第１０条第３項の規定により提案する。

議案第６６号資料

案　内　図




議案第６６号資料
公　図　写
整理番号 1 ７００２号線
廃止する部分
N
63-1
71-5
63-4
63-3
67-1
67-8
70
71-2
67-5
67-4
69-1
69-2
46-5
0-11
73-1
46-1
76-3
道
100-8
73-3
74-1
91-8
97-3
76-1
75-8
74-2
97-2
77-4
77-10
78-1
79
80-1
80-3
80-2
81-12
81-3
1-4
77-6
77-12
77-15
76-4
75-1
75-10
76-2
75-13
75-12
75-7
75-14
75-11
75-4
97-11
97-10
97-8
87-2
87-6
77-7
77-14
77-1
75-2
75-5
75-6
91-14
91-13
97-9
96-
81-11
87-5
87-3
77-3
75-9
81-10
81-5
87-4
77-11
77-2
92-6
91-7
75-3
97-7
96-6
96-4
81-9
81-1
81-6
88-5
92-7
92-10
81-13
81-7
91-6
4-1
92-1
92-8
88-6
88-3
92-4
92-2
91-31
85-1
81-8
92-9
85-2
89-1
88-4
89-2
91-18
94-5
93-9
94-1
水
112-2
90-1
93-6
89-3
91-1
91-10
93-4
93-7
89-4
91-30
91-9
91-28
93-8
90-2
91-2
91-21
91-3
91-27
93-5
94-2
113-1
91-29
91-11
94-3
113-3
91-23
114-8
114-5
114-7
114-3
114-6
114-1-1
91-26
115-1
113-7
114-9

議案第６７号の１

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

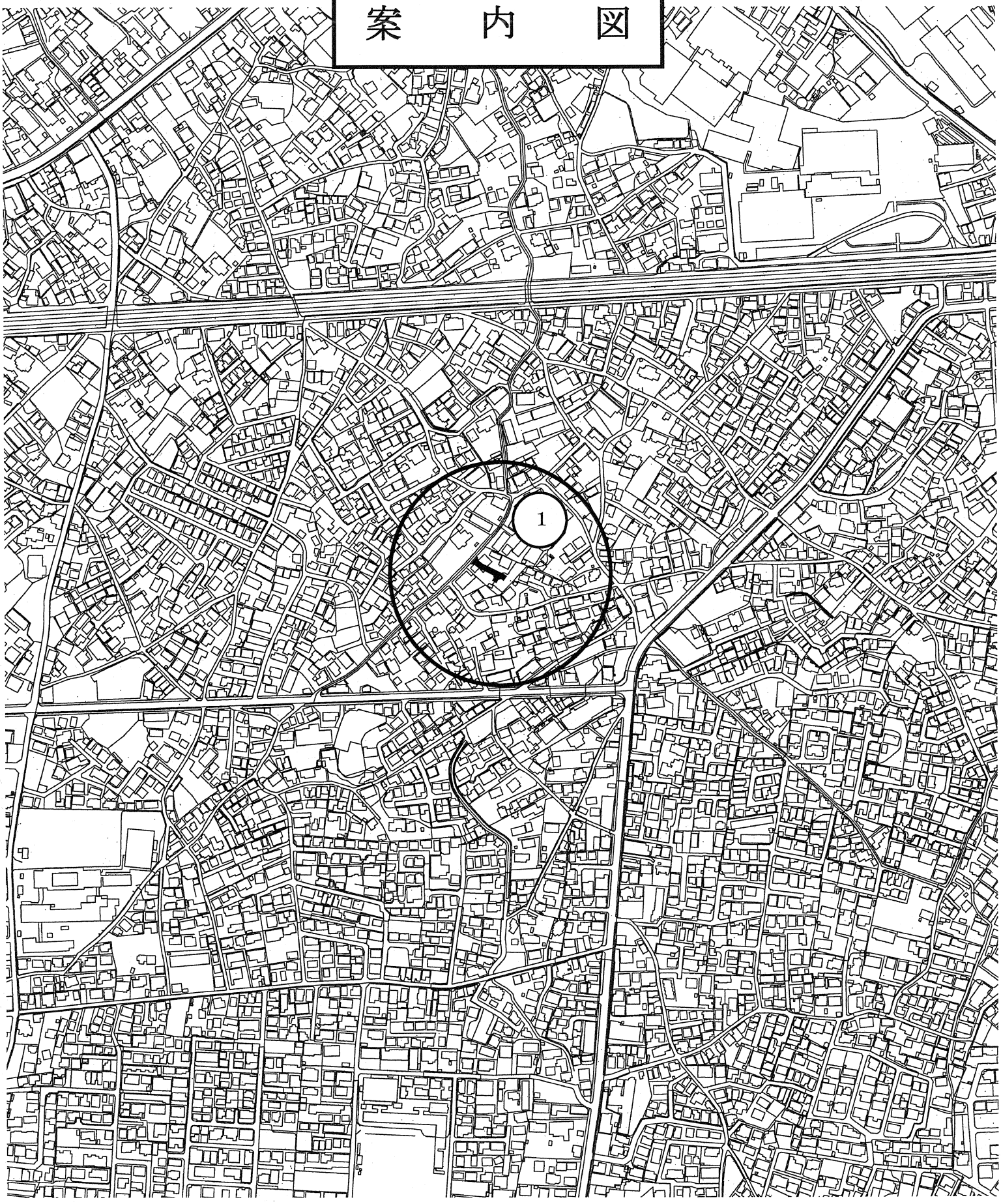
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
①	１９４５号線	浜竹二丁目２７００番１１地先	浜竹二丁目２７００番６地先	m 43.17	m 4.51

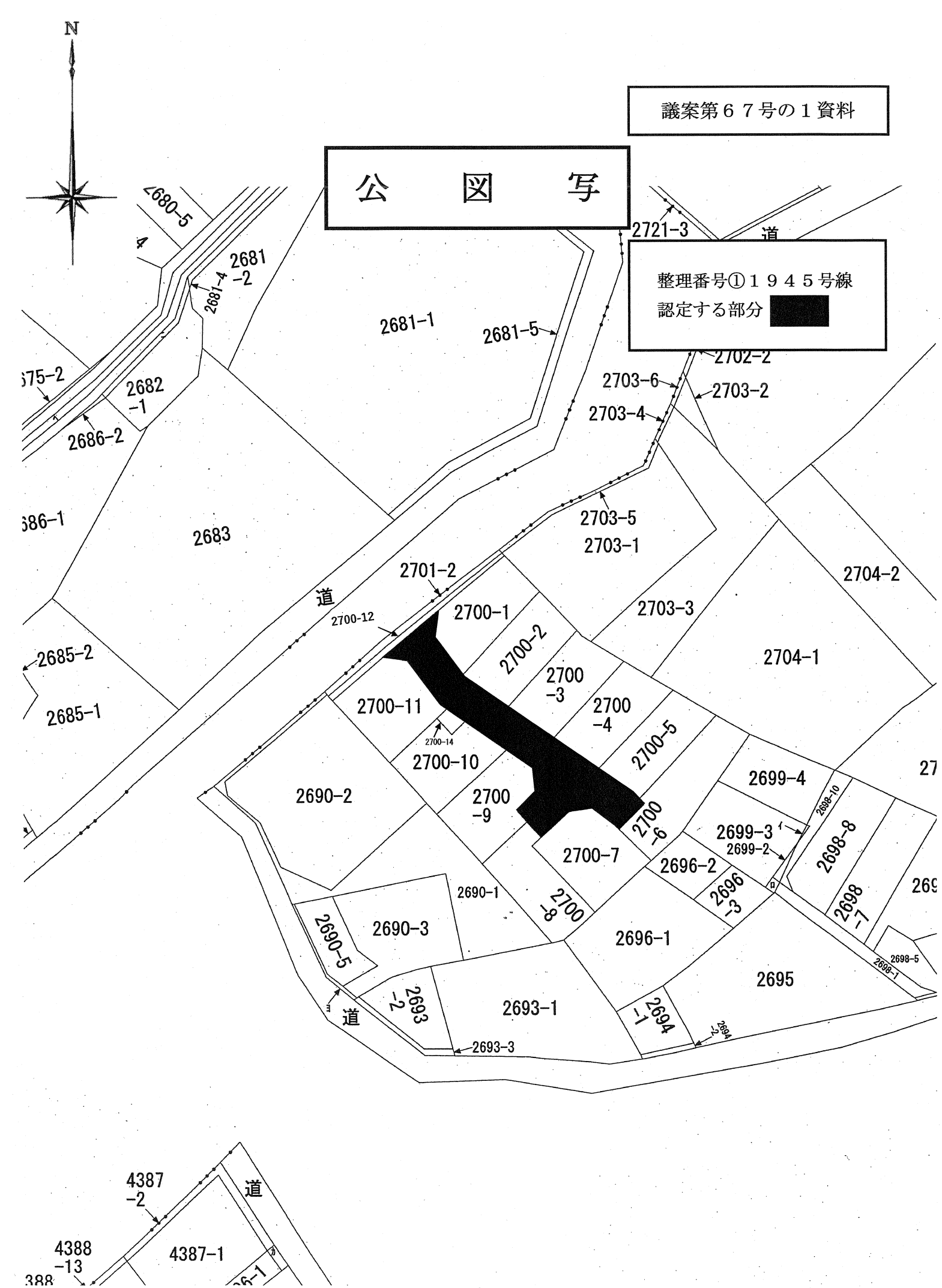
提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和２年２月１９日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の１資料

案　内　図




議案第６７号の１資料
公　図　写
整理番号①１９４５号線
認定する部分
N
2680-5
4
2681-2
2681-4
2681-1
2681-5
2721-3
道
2702-2
2703-6
2703-2
2703-4
2682-1
2686-2
2703-5
2703-1
2683
2701-2
2704-2
2700-1
2703-3
2700-12
2704-1
2685-2
2685-1
2700-11
2700-2
2700-3
2700-4
2700-5
2700-14
2700-10
2699-4
2690-2
2700-9
2700-6
2699-3
2699-2
2698-10
2698-8
2700-7
2696-2
2690-1
2700-8
2696-3
2698-7
2690-3
2696-1
2690-5
2698-5
2698-1
2695
2693-2
2693-1
2694-1
2694-2
2693-3
4387-2
4388-13
4387-1

議案第６７号の２

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

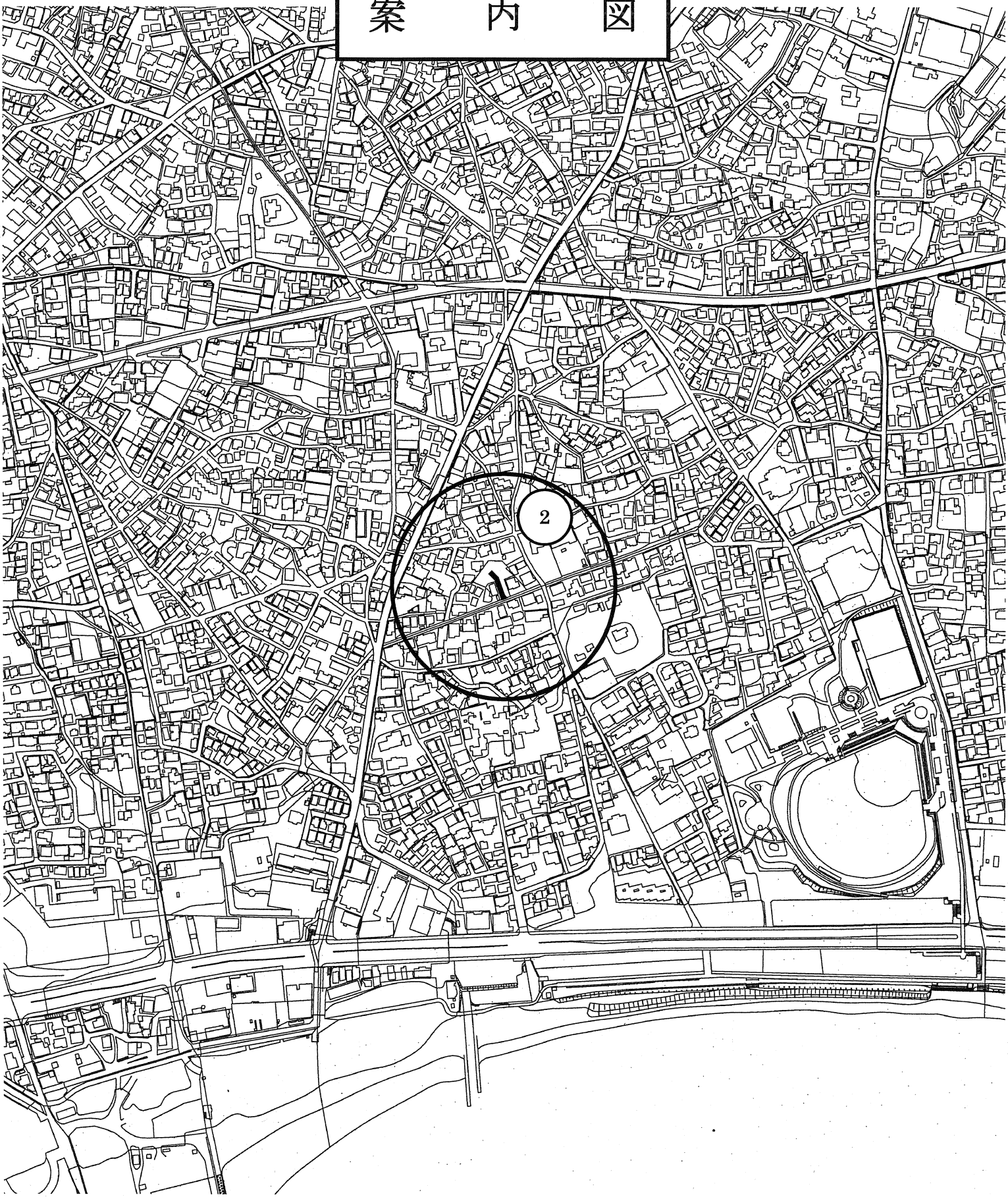
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
②	２７０７号線	中海岸二丁目 １１５７３番１４地先	中海岸二丁目 １１５７３番１８地先	m 30.99	m 4.21

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和２年２月２６日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の２資料

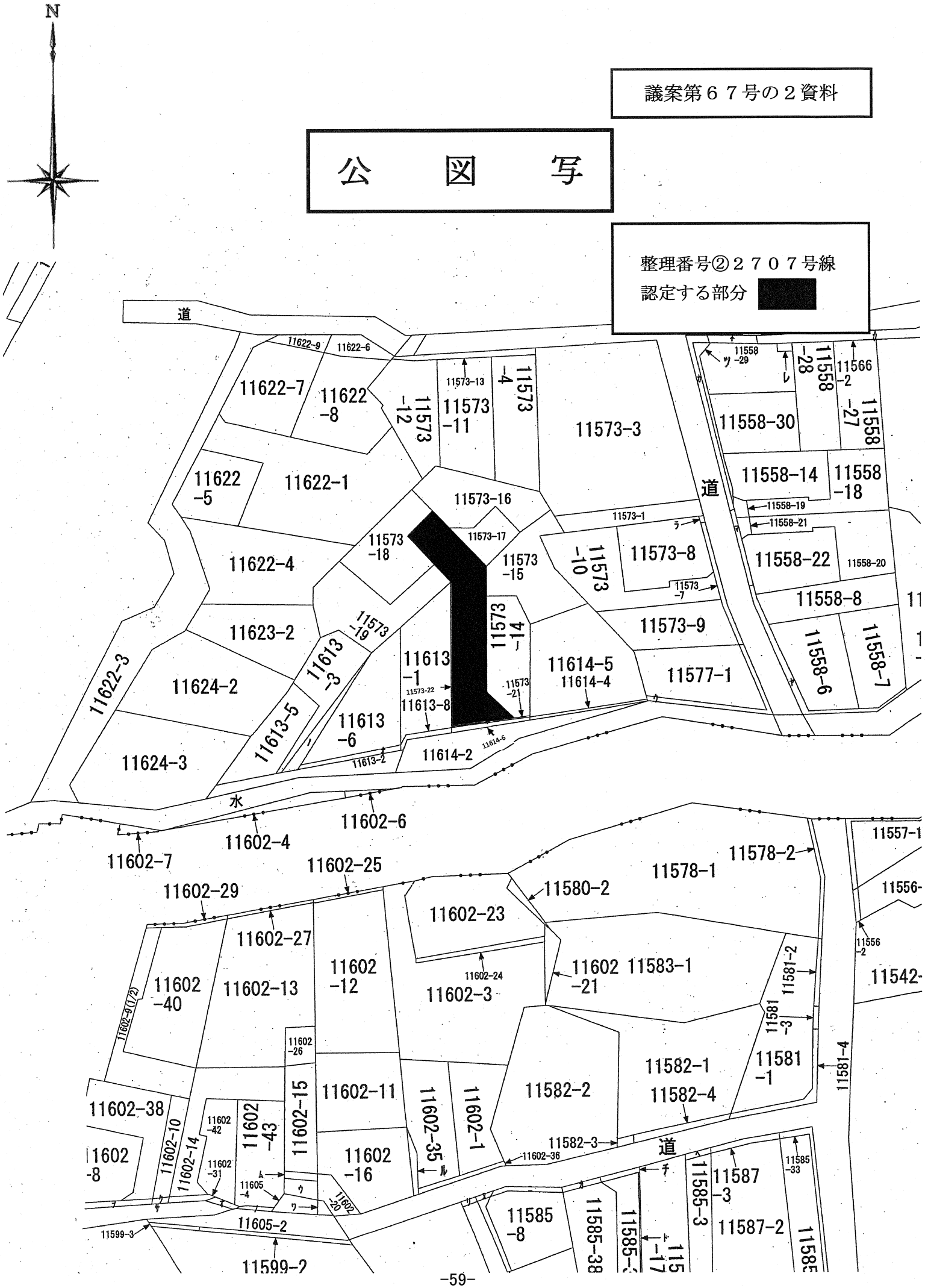
案　内　図



議案第６７号の２資料

公　図　写

整理番号②２７０７号線
認定する部分



議案第６７号の３

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

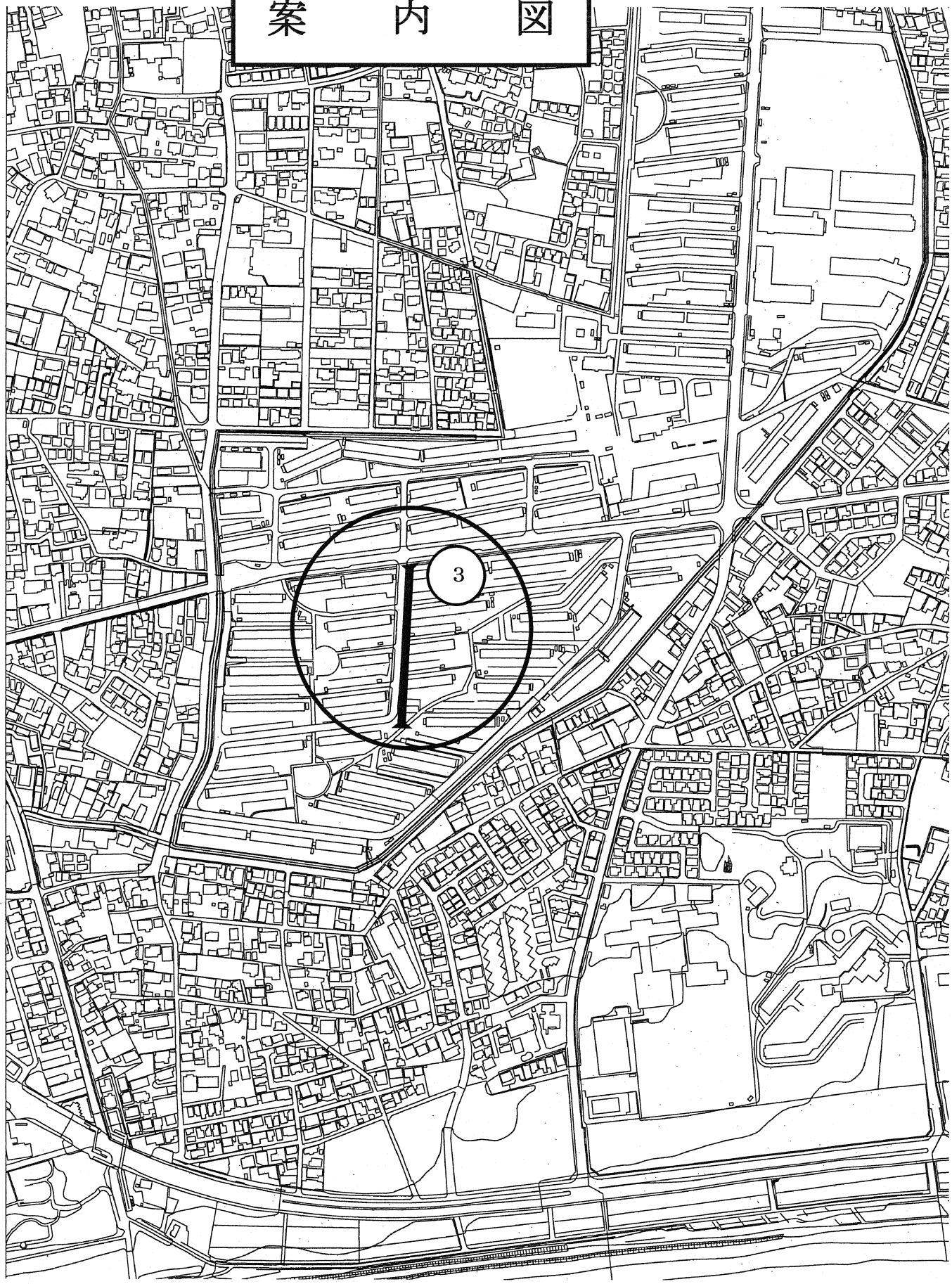
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
③	２７０８号線	浜見平５２２番３地先	浜見平５２２番１５地先	m 145.82	m 6.00

提案理由

本案は、独立行政法人都市再生機構が造成し、令和２年３月７日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の３資料

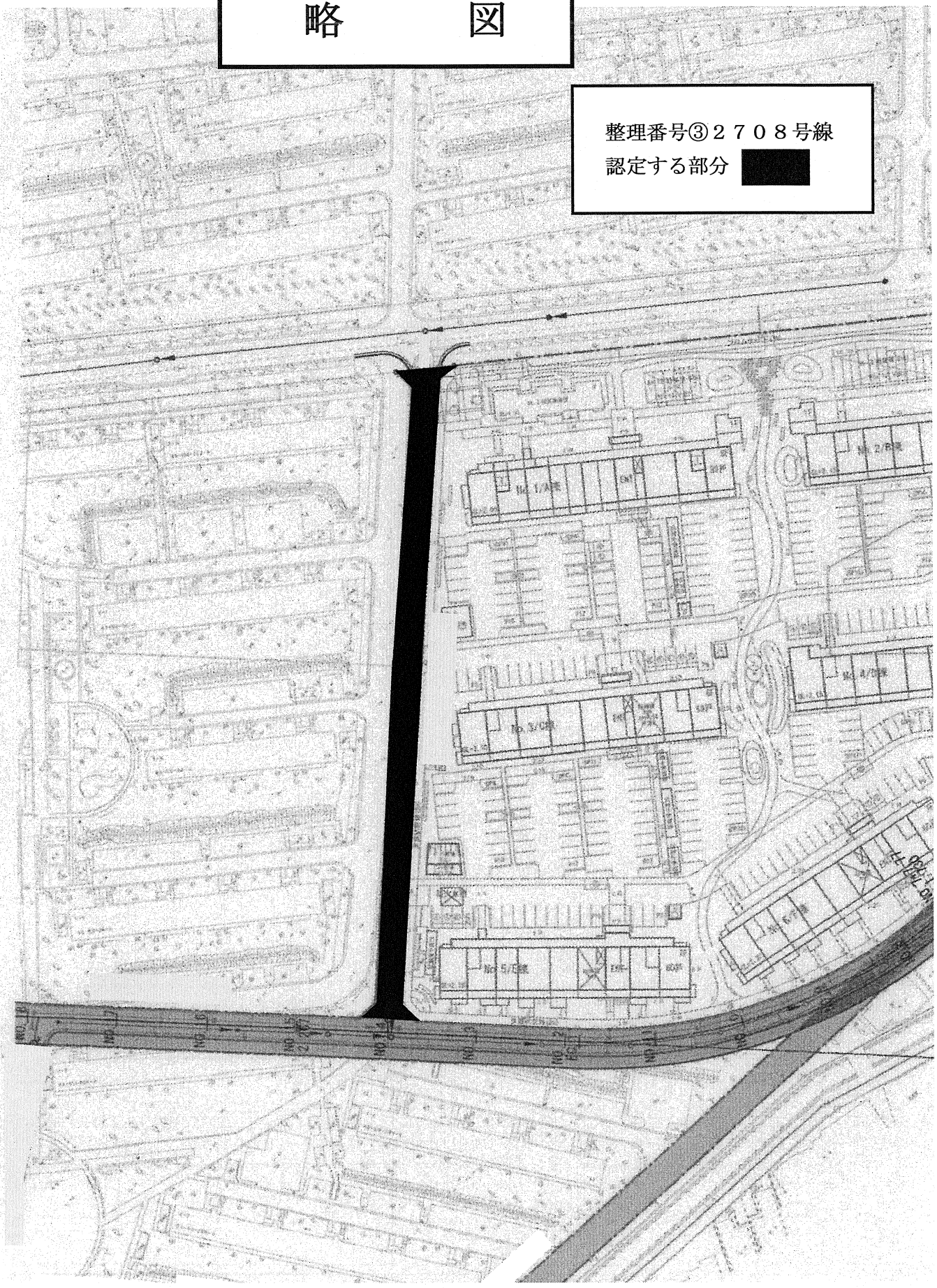
案　内　図



議案第６７号の３資料

略　　図

整理番号③２７０８号線
認定する部分



議案第６７号の４

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

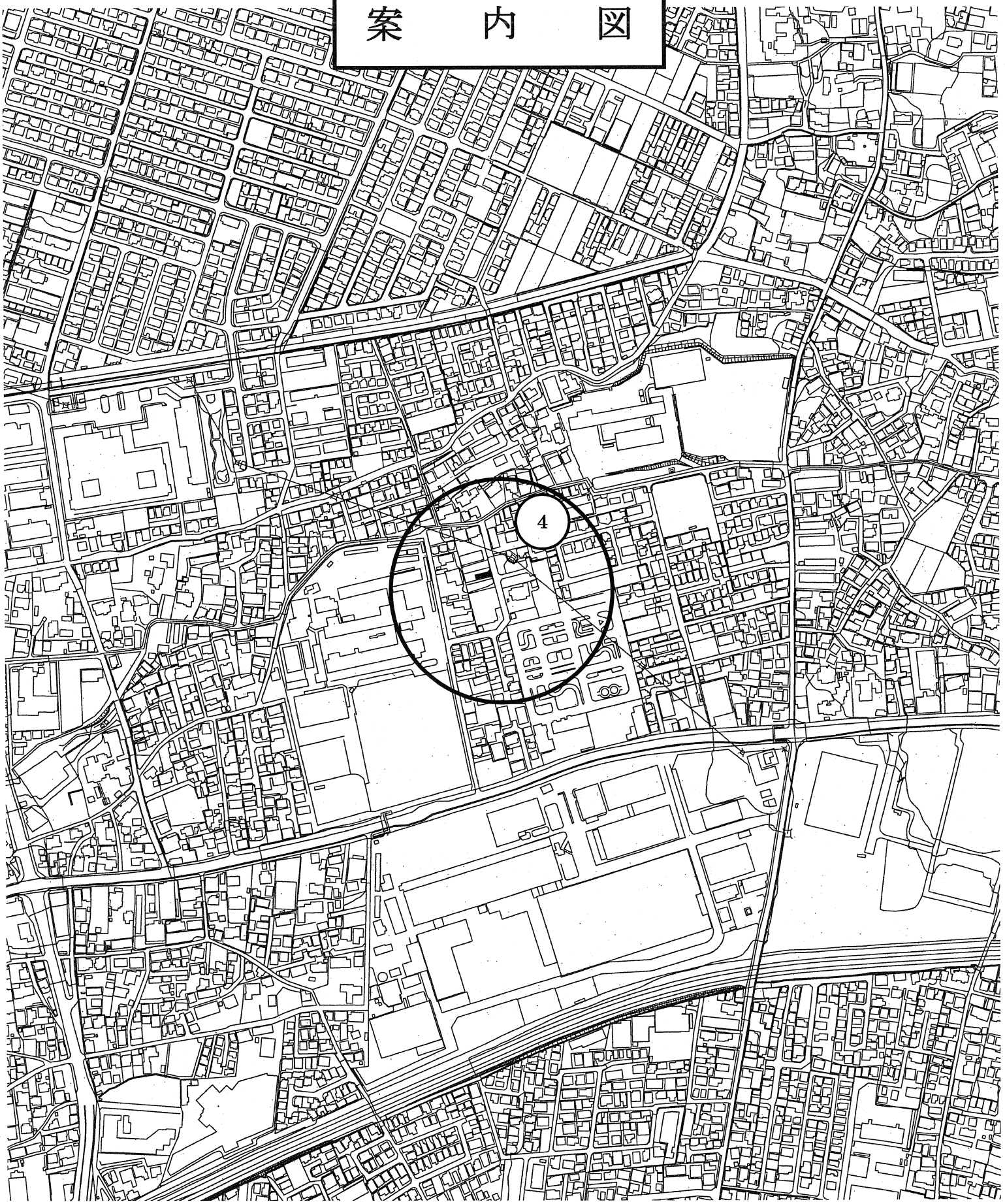
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
④	３５１２号線	本村三丁目６７８８番３６地先	本村三丁目６７８８番４７地先	m 14.12	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社レイトンホームが造成し、令和２年３月１２日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の４資料

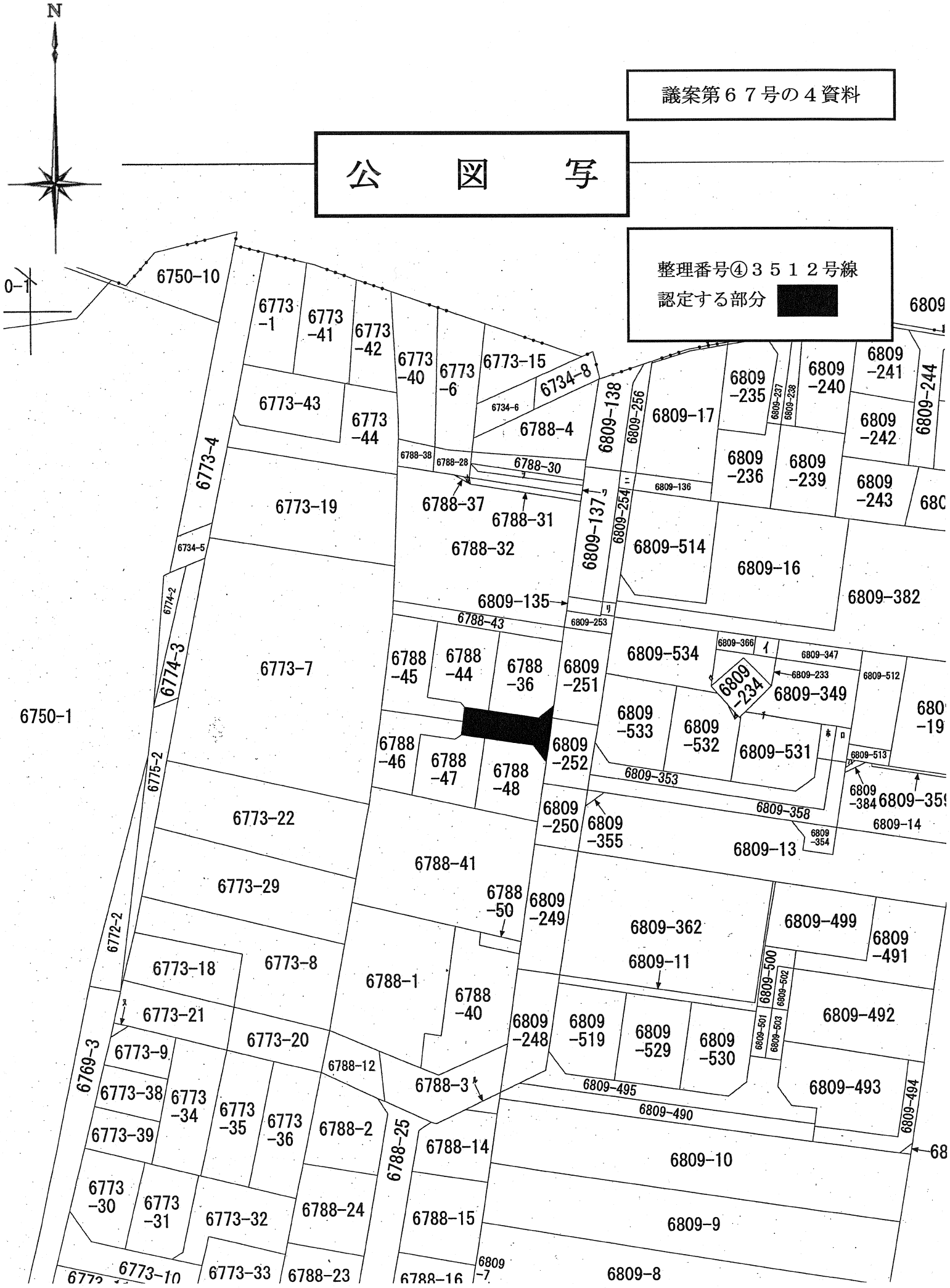
案　内　図



議案第６７号の４資料

公　図　写

整理番号④３５１２号線
認定する部分



議案第６７号の５

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

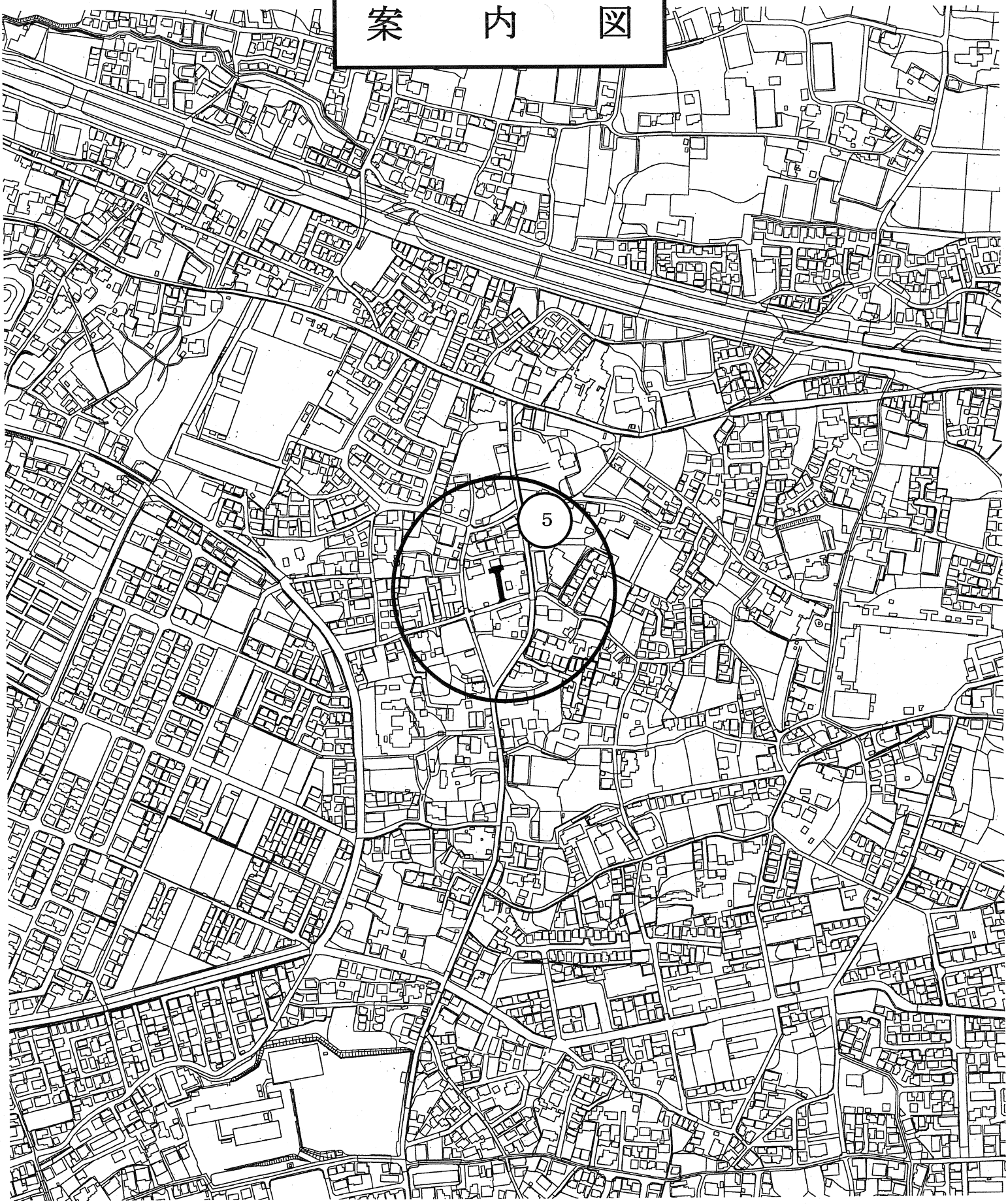
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑤	３５１３号線	室田一丁目１３９番２１地先	室田一丁目１３９番１０地先	m 42.94	m 4.21

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が造成し、令和２年３月１７日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の５資料

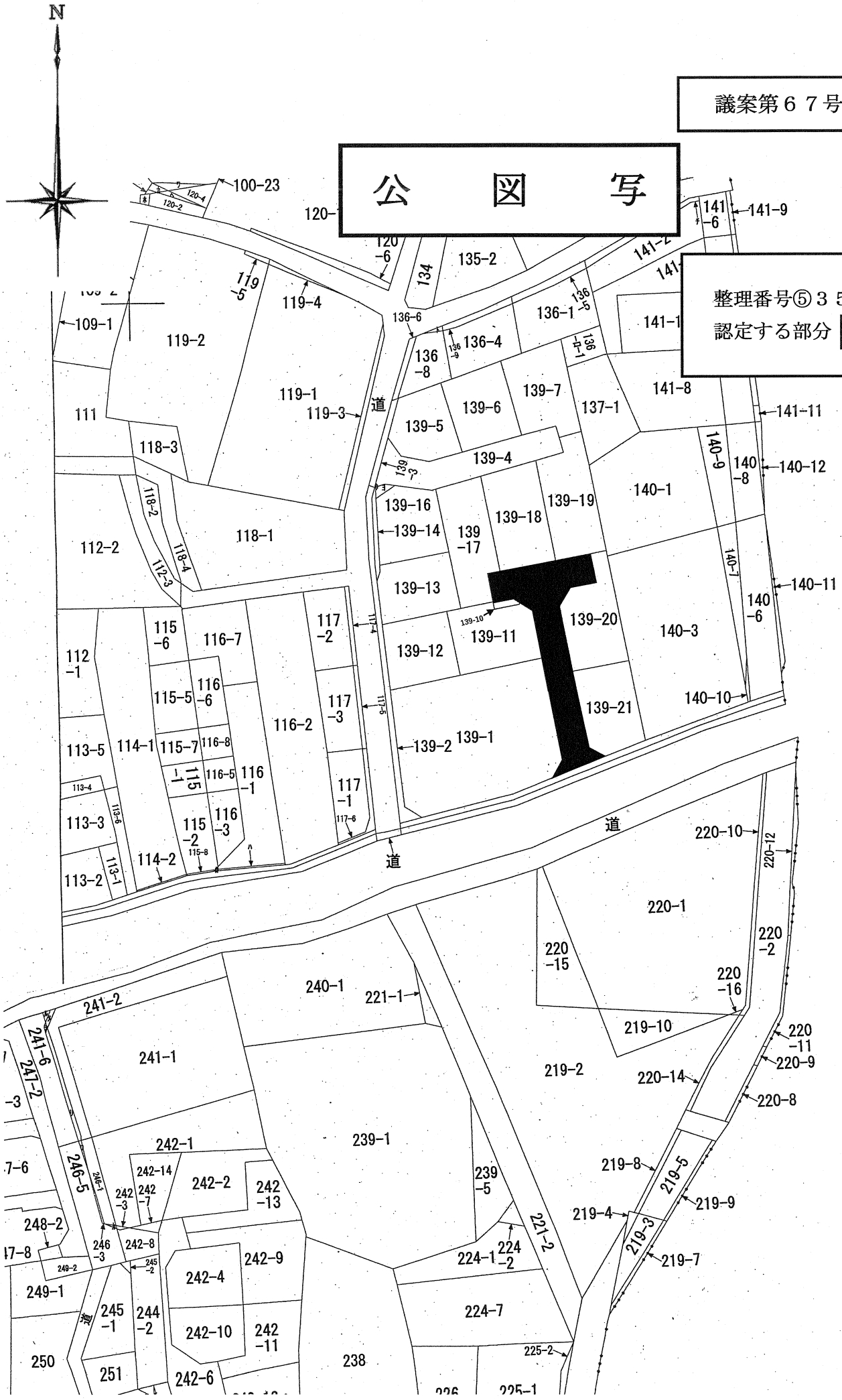
案　内　図



議案第６７号の５資料

公　図　写

整理番号⑤３５１３号線
認定する部分



議案第６７号の６

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

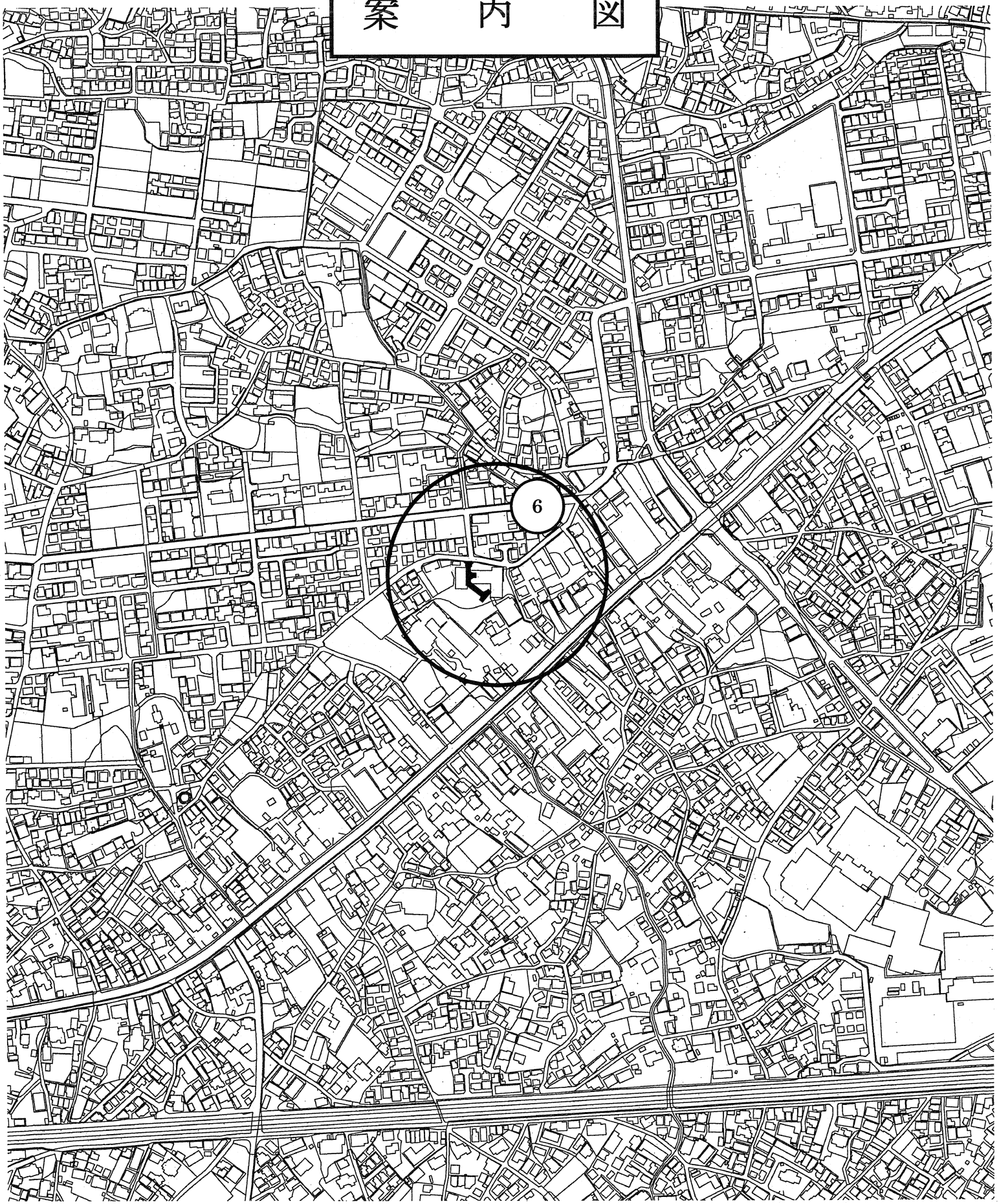
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑥	３５１４号線	小和田二丁目４８６番２１地先	小和田二丁目４８６番２７地先	m 60.49	m 5.00

提案理由

本案は、住友林業株式会社が造成し、令和２年３月３１日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の６資料

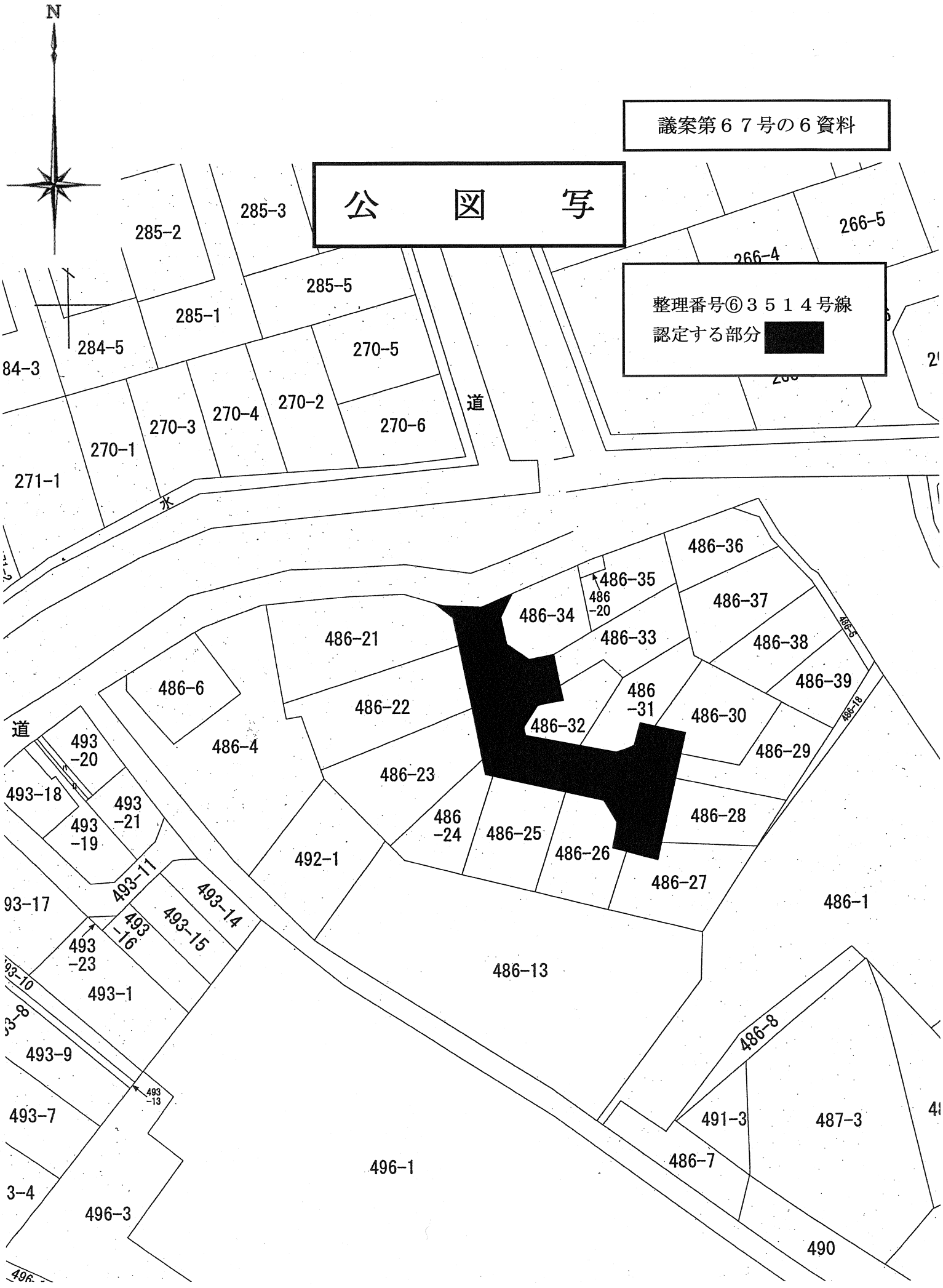
案　内　図



議案第６７号の６資料

公　図　写

整理番号⑥３５１４号線
認定する部分



議案第６７号の７

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

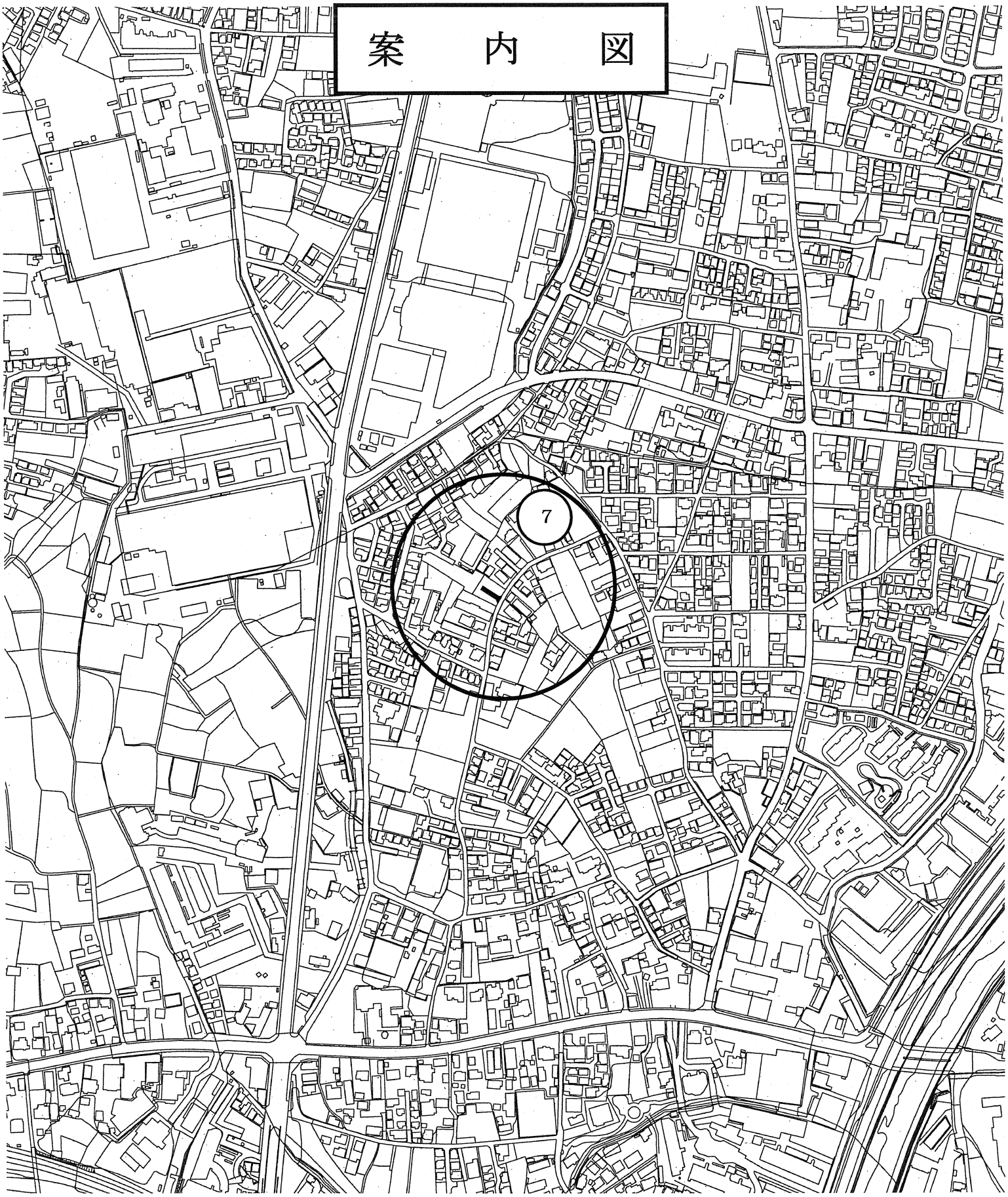
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑦	５７８３号線	今宿字萩原７８５番１地先	今宿字萩原７８５番７地先	m 21.70	m 5.00

提案理由

本案は、株式会社富士建設が造成し、令和２年４月１日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の７資料

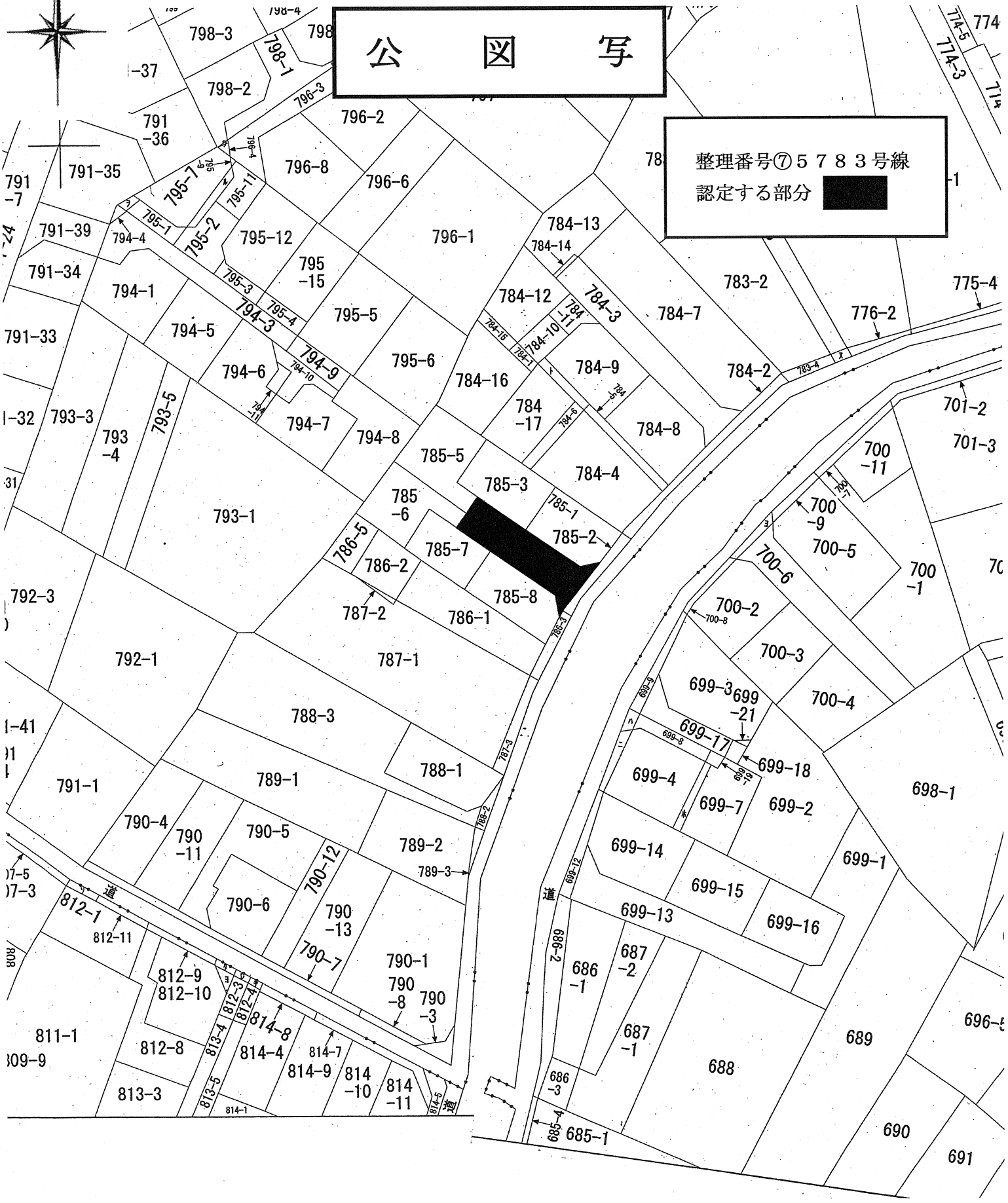
案　内　図



議案第６７号の７資料

公　図　写

整理番号⑦５７８３号線
認定する部分



議案第６７号の８

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑧	６５６０号線	堤字天神原８６０番１地先	堤字天神原８４４番５地先	m 15.43	4.05 m ～ 4.89

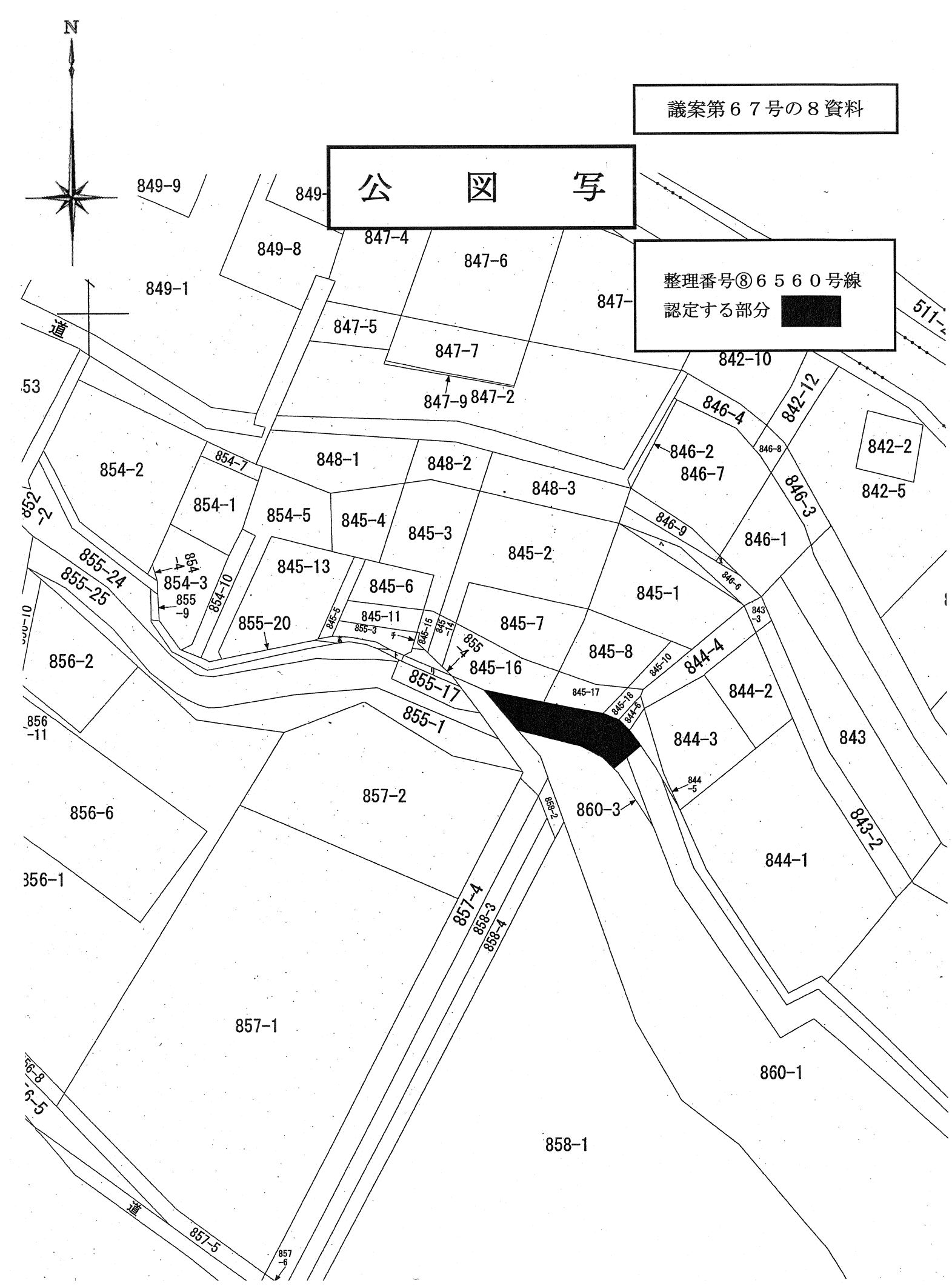
提案理由

本案は、市内在住の個人４名が造成し、令和２年２月１０日に本市が交換により取得した道路と道路として整備された水路を、新たな市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第６７号の８資料

案　内　図




議案第６７号の８資料
公　図　写
整理番号⑧６５６０号線
認定する部分
N
849-9
849-8
849-1
847-4
847-6
847-5
847-7
847-9
847-2
842-10
842-12
842-2
842-5
846-4
846-2
846-7
846-8
846-3
846-9
846-1
848-1
848-2
848-3
854-2
854-7
854-1
854-5
845-4
845-3
845-2
845-1
845-13
845-6
845-11
845-7
845-8
845-16
855-17
855-1
855-24
855-25
854-3
854-10
855-20
856-2
856-6
857-2
857-1
858-1
860-3
860-1
844-4
844-2
844-3
844-1
843
843-2
道
857-5

報告第５号

茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

報告第６号

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

報告第７号

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第２４３条の３第３項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　光

報告第８号

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書を地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

（一般会計）

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎跡地整備事業	693,797,000	416,278,000		416,278,000
		防災行政用無線整備事業	468,726,000	162,642,000		162,642,000
3 民生費	1 社会福祉費	小和田地区ボランティアセンター整備事業	28,943,000	12,962,000	125,183	13,087,183
		小和田地区地域包括支援センター整備事業	28,161,000	12,601,000	163,446	12,764,446
		福祉会館解体事業	110,798,000	93,798,000		93,798,000
	2 児童福祉費	小和田児童クラブ整備事業	95,480,000	43,539,000	872,994	44,411,994

継　続　費　繰　越　計　算　書

支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
354,149,325	62,128,675	62,128,675	2,700,000	27,957,000	30,700,000	771,675
162,641,300	700	700	700			
10,302,577	2,784,606	2,784,606	784,606		2,000,000	
10,007,550	2,756,896	2,756,896	756,896		2,000,000	
80,138,000	13,660,000	13,660,000	13,660,000			
35,011,036	9,400,958	9,400,958	1,900,958		7,500,000	

（一般会計）

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
8 土木費	5 住宅費	（仮称）小和田地区市営住宅整備事業	1,395,470,000	660,485,000	16,414,377	676,899,377
10 教育費	5 社会教育費	（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業（旧和田家改修工事）	55,484,000	12,059,000		12,059,000

継　続　費　繰　越　計　算　書

支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
530,129,358	146,770,019	146,770,019	50,019	28,420,000	118,300,000	
	12,059,000	12,059,000	840,000	4,019,000	7,200,000	

報告第９号

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

（一般会計）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	文書管理経費	4,755,000	4,754,750
		庁舎維持管理経費	237,292,000	181,156,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム業務管理経費	2,253,000	2,253,000
		個人番号カード等交付事務管理経費	38,522,000	29,616,200
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館解体事業	486,000	486,000
		皆楽荘管理経費	11,000,000	11,000,000
	2 児童福祉費	民間保育所等施設整備事業	14,642,000	14,642,000
4 衛生費	1 保健衛生費	母子健康診査相談事業	4,290,000	4,290,000
		斎場施設管理運営経費	6,919,000	6,633,000
	2 清掃費	収集車等購入経費	8,877,000	8,327,000
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	48,218,000	48,218,000
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	56,799,000	38,819,000
		プレミアム付商品券事業	163,767,000	11,502,630

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳					
既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
					4,754,750
			135,100,000		46,056,000
					2,253,000
	29,616,200				
					486,000
			8,800,000		2,200,000
	11,191,000				3,451,000
	928,000				3,362,000
			1,500,000		5,133,000
			6,100,000		2,227,000
		35,399,000			12,819,000
	15,000,000		18,300,000		5,519,000
	11,502,630				

（一般会計）

款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額
			円	円
8 土　木　費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	13,600,000	13,600,000
		補　修　作　業　用　諸　費	12,280,000	12,280,000
		市道７４４９号線 道　路　改　良　事　業	5,370,000	3,895,460
		高田萩園線道路改良事業	10,007,000	10,006,366
		狭あい道路整備事業	17,811,000	17,811,000
		道路照明灯等関係経費	11,402,000	11,401,480
		北部地区幹線道路改良事業	39,522,000	39,522,000
		浜園橋橋りょう整備事業	5,713,000	3,885,420
	4 都市計画費	自転車プラン推進事業	7,524,000	7,524,000
		国　県　事　業　対　策　費	153,568,000	153,568,000
		香川駅周辺整備事業	6,500,000	5,819,000
		萩園地区産業系市街地 整　備　事　業	19,080,000	19,074,500
		公園緑地等管理運営経費	19,404,000	19,404,000

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳					
既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
	5,462,000		6,900,000		1,238,000
			12,200,000		80,000
			3,500,000		395,460
	5,003,000		4,500,000		503,366
			16,000,000		1,811,000
			6,100,000		5,301,480
	11,957,000		8,900,000		18,665,000
	1,942,000		1,700,000		243,420
					7,524,000
			152,100,000		1,468,000
					5,819,000
			17,100,000		1,974,500
	4,600,000				14,804,000

（一般会計）

款	項	事　業　名	金　額	翌年度繰越額
			円	円
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	甘沼向原公園整備事業	163,863,000	163,863,000
		（仮称）浜竹四丁目地内公園整備事業	187,770,000	187,380,000
		茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業	19,210,000	19,210,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育事務委託負担金	28,996,000	28,996,000
	2 小 学 校 費	学校教育振興関係経費	84,749,000	84,749,000
		学校施設整備事業	293,698,000	284,386,000
		情報機器配備運営経費	625,616,000	625,616,000
	3 中 学 校 費	学校施設整備事業	94,467,000	86,467,000
		情報機器配備運営経費	316,811,000	316,811,000
	4 学 校 給 食 費	学校給食管理運営費	157,007,000	157,006,080
		新型コロナウイルス感染症対策事業	2,832,000	2,832,000
	5 社 会 教 育 費	（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	16,799,000	16,799,000
		管　理　運　営　経　費	39,919,000	39,919,000

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳					
既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
			163,700,000		163,000
			187,300,000		80,000
	2,507,850		13,900,000		2,802,150
			23,300,000		5,696,000
					84,749,000
	60,889,000		210,300,000		13,197,000
	263,650,000		293,000,000		68,966,000
			64,800,000		21,667,000
	130,976,000		153,800,000		32,035,000
	25,120,000		130,600,000		1,286,080
					2,832,000
	2,858,000		10,300,000		3,641,000
			29,900,000		10,019,000

報告第１０号

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について

令和元年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を地方自治法施行令第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

令　和　元　年　度　茅　ヶ　崎　市

（一般会計）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	防犯対策事業	422,400		422,400	
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場施設管理運営経費	352,000		352,000	
9 消防費	1 消防費	常備消防管理経費	3,782,130		3,782,130	

事故繰越し繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円	円	円	円	円	円	
422,400					422,400	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、繰越しするものです。
352,000					352,000	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により修繕に要する部品の調達に不測の日数を要したため、繰越しするものです。
3,782,130					3,782,130	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により物品の納品に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

報告第１１号

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和元年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
１資本的支出	１建設改良費	汚水施設整備事業費	206,841,000	142,054,285	19,613,000
		長寿命化事業費	166,615,000	115,970,784	48,000,000
		柳島ポンプ場整備事業費	312,049,000	198,537,740	48,334,000
		一般管理費	43,601,000	28,007,949	13,000,000

水　道　事　業　会　計　予　算　繰　越　計　算　書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	
0	19,600,000	0	13,000	45,173,715		管渠布設工事の施工に際し、先行する支障物件移設工事に不測の日数を要したため、繰越するものです。
20,053,820	0	18,165,017	9,781,163	2,644,216		入札不調に伴う再入札に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため繰越するものです。
1,166,414	47,100,000	67,586	0	65,177,260		入札不調に伴う再入札に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため繰越するものです。
0	13,000,000	0	0	2,593,051		茅ヶ崎市萩園字上ノ前地区土地区画整理組合に対する助成について、地権者との合意形成に期間を要し、予定していた基盤整備を次年度としたことから、繰越するものです。

令　和　元　年　度　茅　ヶ　崎　市　公　共　下

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規程による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
１公共下水道事業費用	１　営業費用	施設管理費（管渠費）	280,655,000	254,074,357	6,000,000

水　道　事　業　会　計　予　算　繰　越　計　算　書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	
0	0	3,900,000	2,100,000	20,580,643		入札不調に伴う再入札に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため繰越するものです。

報告第１２号

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告する。

令和２年６月９日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

令　和　元　年　度　茅　ヶ　崎　市　病　院

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
１資本的支出	１建設改良費	手術室空冷チラー更新工事・空調設備更新工事	102,700,000	33,970,000	68,730,000
		資産購入費	197,000,000	151,168,847	42,460,000

事　業　会　計　予　算　繰　越　計　算　書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円	円	円	円	円	円	
0	68,700,000	30,000	0	0		手術室系統の空調熱源機器の更新工事について、配管経路改修作業に不測の日数を要したため、繰越するものです。
0	42,400,000	60,000	0	3,371,153		高圧蒸気滅菌装置について、受注生産により納期に時間を要したため、繰越するものです。